

平成27年度 包括外部監査
「外郭団体の財務に関する事務の執行について」
包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方

久 留 米 市

平成30年3月

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|---|----|---|------|
| 46 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>①経営成績について 赤字体質の改善が急務である。久留米市土地開発公社の経費削減は必須であるが、それでも達成できない場合は販売手数料の増額などの対応が必要である。</p> | 指摘 | <p>公有地の買戻し事務手数料や斡旋手数料の増については、土地開発公社を活用する関係団体にとってコストの増加となるため、相当の協議を要するものであり、容易に増額はできません。健全財政の確立に向け、引き続き経費削減に努めるとともに、収益確保の手法についても検討してまいります。</p> | 検討中 |
| 46 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>②筑後川公園関連用地について 都市計画道路東榎原小森野線に接するが、道路と土地との間には数メートルの段差があり利用は困難な状況である。さらに、周囲を田に囲まれており、取付道路が確保できていない。地図からもわかる通り、土地が飛び地となっており久留米市及び久留米市土地開発公社の土地と一体として公園として利用するにはさらなる買い増しが必要となる。このような状況になることは道路建設計画時点で予測できたと思われる。 取得から20年超、放置されているが、久留米市側は当該土地の利用及び買い戻しの方針、期限が明確でない。久留米市側は早期に土地利用方針を明らかにし、買戻しの期限を明確にするべきである。</p> | 指摘 | <p>筑後川公園関連用地については、現在の財政状況のなかで事業化の見通しが立っていないため、今後の公園整備の方針を検討したいと考えております。</p> | 検討中 |
| 47 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>③都市計画道路東町豆津線関連代替地 ア. 当該土地は代替地としての所有を開始したが、既に道路は完成し代替地としての利用は必要ない状況である。久留米市側は早期に土地利用方針を明らかにし、買戻しの期限を明確にするべきである。</p> | 指摘 | <p>指摘事項のとおり、当該土地においては、道路は完成し代替地として利用できないため、今後は都市建設部内だけの検討ではなく、他部局ともどのような土地利用が可能であるか等、協議を進めながら、買戻し時期についても明確にしたいと考えております。</p> | 検討中 |
| 47 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(1)指摘事項</p> <p>③都市計画道路東町豆津線関連代替地 イ. 久留米市においては、全庁的に当該土地の活用方法を検討するべきである。</p> | 指摘 | <p>平成28年度より、他部局とも当該土地の利活用について、協議を進めており、早期に土地利用方針を決定したいと考えております。</p> | 検討中 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|---|----|--|----------|
| 47 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (1)指摘事項 ④久留米市土地開発公社と(一財)久留米市開発公社の在り方に関する検討について (一財)久留米市開発公社の在り方に関する検討が平成14年3月に行われてから既に十数年が経過したが、現在まで結論を出せずにいる。その間公社を取り巻く環境は変化し、第三セクターに対する国の対応も変化しているがそれらを踏まえ出来るだけ早期に結論を出し、結論への対応を行う必要がある。 | 指摘 | 平成29年度に、市の持続的発展を図る視点から、これまでの議論の経過や結果を踏まえるとともに、全国の動向や時代潮流を捉える中で、両公社がどのようにあるべきか、両公社の特徴や統廃合上の課題について、市と両公社とが共同で考え方の整理を行いました。 この中では、課題はあるものの、さらなる経営改善を進めながら、市の発展に寄与する団体であり続けることが必要であること、そして、将来的には、市の政策動向も踏まえ、見直しを行うことを否定するものではないとの結論に至ったところです。 なお、公社におきましては、平成30年度の理事会において、検討結果の報告を行うとともに、現段階で両公社の存在を見直す状況にはないことについて了承を得ているところです。 | 措置済 |
| 47 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ①ホームアルカディア宮ノ陣開発事業について 現在残る未分譲地は住宅用地、業務用地それぞれ1区画である。既に販売した区画よりも条件が劣る部分もあると考えられるので、既販売区画との条件の整合性を図りながらも、許す限りにおいて価格を見直し、完売へ向けて取り組むべきと考えられる。 | 意見 | 平成27年度の住宅用地分譲、平成28年度の業務用地分譲をもって、ホームアルカディア宮ノ陣開発事業用地は完売いたしました。 | 措置済 |
| 47 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ②役員構成について 役員構成が全て久留米市の内部者のみの構成であることから、第三者の視点が入っておらずガバナンスの面が弱いと考えられる。他都市の土地開発公社では、弁護士、公認会計士、商工会会頭、学識経験者等の第三者を役員に加えている例もあり、久留米市土地開発公社でも第三者を入れることで団体の透明性を高める努力が必要である。 | 意見 | 役員の任命については、定款第7条において「久留米市長が任命する」と定められており、市長は、地域の秩序ある整備を最重点に、理事としての経営責任も考慮しながら、市長部局にける関連部局の長を公社役員として任命しているという状況です。 公社事業の情報公開や法人ガバナンス強化を促進するための外部役員の参画については、従前より課題として認識しており、市とも協議しながら、組織の見直しについても検討してまいります。 | 意見に対する見解 |
| 47 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ③職員について 久留米市土地開発公社の業務量(取得面積、取得金額)については大幅に減少している。公有土地の取得金額を例にとってみると、六ツ門地区の土地の取得があった平成13年度は約40億円であったが平成26年度は2億3千万円と約95%減少している。 一方で、同年の所属人数は、平成13年度は27人、平成26年度は24人と3人減(11%減)にとどまる状況である。取得金額や取得面積のみでは業務量を計ることはできないかもしれないが、より適正な人員配置を検討し、行政サービスの効率性を高める必要があると考える。 | 意見 | 全国的に公共事業が減少傾向にあるなか、土地開発公社の業務量についても減少傾向にある一方、機動性ある用地取得の実施や公拓法活用による地権者への減税効果など、土地開発公社が用地取得に関与するメリットも十分にあるものと考えております。業務量と公社活用のメリットとのバランスを見極めながら、人員数も含めた組織のあり方について、市と協議を進めてまいります。 | 意見に対する見解 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|--|----|--|----------|
| 47 | 総務部 | 人事厚生課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>③職員について</p> <p>久留米市土地開発公社の業務量(取得面積、取得金額)については大幅に減少している。公有土地の取得金額を例にとってみると、六ツ門地区の土地の取得があった平成13年度は約40億円であったが平成26年度は2億3千万円と約95%減少している。</p> <p>一方で、同年の所属人数は、平成13年度は27人、平成26年度は24人と3人減(11%減)にとどまる状況である。取得金額や取得面積のみでは業務量を計ることはできないかもしれないが、より適正な人員配置を検討し、行政サービスの効率性を高める必要があると考える。</p> | 意見 | <p>ご指摘を十分に踏まえ、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、今後とも適正な人員と効率的な業務執行に向けた取り組みを進めてまいります。</p> | 意見に対する見解 |
| 48 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>④人件費について</p> <p>久留米市及び久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費については3者で按分精算を行っているが、事務の効率化の観点からも、按分による精算をしなくて良い方策を検討すべきである。</p> | 意見 | <p>一部の職員が3つの組織を併任している現行の体制においては、毎年異なる業務割合を見通すことができないため、現時点では、それぞれの会計年度末時点において、各職員における各組織での業務量に応じて人件費を按分清算せざるを得ない状況です。両会社のあり方の検討と合わせ、より良い方策について、今後市と協議を進めてまいります。</p> | 意見に対する見解 |
| 48 | 総務部 | 人事厚生課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>④人件費について</p> <p>久留米市及び久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費については3者で按分精算を行っているが、事務の効率化の観点からも、按分による精算をしなくて良い方策を検討すべきである。</p> | 意見 | <p>久留米市土地開発公社及び(一財)久留米市開発公社に対しては、事務事業の円滑な遂行と職員の効率的な配置の観点から「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、市職員を派遣しているところ。派遣職員のうち、市の都市建設部用地課との併任職員については、双方の業務に携わっていることから、業務量に応じた適正な費用負担を行う必要があります。そこで、併任している職員の給与等については、事務の効率化のため一旦市が全額支給し、年度末に精算する方法を取っているところ。です。</p> | 意見に対する見解 |
| 48 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑤併任の状況について</p> <p>第三セクターは独自に職員を採用することで、地方公共団体の人事異動に影響されずにより効果的に事業継続ができると言うメリットがある。しかし、久留米市土地開発公社にはプロパー職員はおらず、(一財)久留米市開発公社で採用された職員1名が久留米市土地開発公社への併任により両会社の業務を遂行している。</p> <p>両会社の職員の大半は久留米市の人事異動で配置された市職員であるため、業務上のノウハウ等は運用基準や業務基準などによって伝承が図られている。</p> <p>今後も事業を継続するのであれば、より一層の運用基準や業務基準の策定を行うべきである。</p> | 意見 | <p>両会社に配置された市職員の業務上のノウハウについては、円滑な伝承がなされるよう、運用基準や業務基準のさらなる充実について、検討してまいります。</p> | 検討中 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|---|----|--|----------|
| 48 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑥土地の賃貸について</p> <p>平成26年度附帯事業収益には、久留米市職員共済会へ動物管理センター職員駐車場として月額1,800円/1台で貸付けた収益が年間106千円ある。</p> <p>これは、久留米市土地開発公社の保有地を、久留米市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱に基づき共済会に月額1,800円で貸付け、これを共済会が久留米市職員に貸付けている土地の利用料収入である。</p> <p>久留米市土地開発公社が久留米市の基準にない格安で土地を賃貸している理由が不明である。</p> | 意見 | <p>久留米市職員共済会への職員駐車場用地としての貸付けにつきましては、「久留米市の施設等における通勤用自動車の駐車に関する要綱」に基づき設定していた賃貸料金を、平成28年度から公共用地の賃貸料金の設定(固定資産税評価額の5%)に改めました。</p> | 措置済 |
| 49 | 総合政策部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑦公有地取得事業について</p> <p>公有地取得事業は、最盛期であった平成初頭に比べ大幅に減少している状況である。</p> <p>公有地取得事業の増減は久留米市からの先行取得の依頼次第ではあるが、公共工事の減少傾向が平成27年度以降も継続することは容易に予測できる。</p> <p>公有地取得事業は久留米市本体で実施していた事業を、高度成長期以降の土地の高騰局面で土地の先買いによる経済的メリットを享受するために始まったが、今では、あらかじめ土地を確保した上で国庫補助金を申請することで、国庫から効果的・効率的な歳入を図っている。国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保へ舵を切るべき時期なのかもしれない。</p> | 意見 | <p>国・県交付金などの積極的な活用は、歳入財源確保のために全庁挙げて取り組みを進めております。そのようななかで、土地開発公社による公有地取得事業は、効果的・効率的に財源を確保する有効な手段であることから、公共工事の減少は見込まれるものの、引き続き積極的に活用してまいります。</p> | 意見に対する見解 |
| 49 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑦公有地取得事業について</p> <p>公有地取得事業は、最盛期であった平成初頭に比べ大幅に減少している状況である。</p> <p>公有地取得事業の増減は久留米市からの先行取得の依頼次第ではあるが、公共工事の減少傾向が平成27年度以降も継続することは容易に予測できる。</p> <p>公有地取得事業は久留米市本体で実施していた事業を、高度成長期以降の土地の高騰局面で土地の先買いによる経済的メリットを享受するために始まったが、今では、あらかじめ土地を確保した上で国庫補助金を申請することで、国庫から効果的・効率的な歳入を図っている。国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保へ舵を切るべき時期なのかもしれない。</p> | 意見 | <p>国・県交付金などの積極的な活用は、歳入財源確保のために全庁挙げて取り組みを進めております。そのような中で、土地開発公社による公有地取得事業は、効果的・効率的に財源を確保する有効な手段であることから、公共工事の減少は見込まれるものの、引き続き積極的に活用してまいります。</p> | 意見に対する見解 |
| 49 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑧土地の先行取得について</p> <p>土地開発公社のメイン事業である土地の先行取得については、土地の市場価格が継続的に下落している現在の状況では、価格面では効果がない状況であるため、検討すべきであると思われる。</p> | 意見 | <p>土地開発公社による先行取得については、価格が高騰する前に用地を取得する価格面での効果は減しているものの、機動的な用地取得の実施や公法活用による地権者への減税効果などのメリットもあることから、引き続き有効に活用してまいります。</p> | 意見に対する見解 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|--|----|---|----------|
| 49 | 都市建設部 | | 第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑧土地の先行取得について 土地開発公社のメイン事業である土地の先行取得については、土地の市場価格が継続的に下落している現在の状況では、価格面では効果がない状況であるため、検討すべきであると思われる。 | 意見 | 土地開発公社による先行取得については、価格が高騰する前に用地を取得する価格面での効果は減しているものの、機動的な用地取得の実施や公払法活用による地権者への減税効果などのメリットもあることから、引き続き有効に活用してまいります。 | 意見に対する見解 |
| 49 | 都市建設部 | | 第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑨都市計画道路合川町津福今町線関連用地について 土地取得からの経過年数が34年と非常に長く、土地簿価のうち約77%の82,124千円が利息累計となっている状況で当初の取得費用よりも利息累計の方が多額となっている状況である。出来るだけ早く周辺用地の取得を行い、事業化を進めることが望まれる。 | 意見 | 現時点において、事業推進を図るための地元関係者と協議を継続的に進めております。買戻しについては事業推進に併せて行いたいと考えております。 | 意見に対する見解 |
| 49 | 総合政策部 | | 第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑩土地開発基金等について 久留米市が大規模な土地を直接購入するための制度として、土地開発基金約29億円が存在するが、平成22年度以降、土地取得のための基金活用は行われていない。久留米市は、大規模な土地を取得する制度として土地開発基金に加え、久留米市土地開発公社を設立している。これらの制度を個々に検討するのではなく、土地を取得する際のそれぞれの利便性を検討した上で、(一財)久留米市開発公社、久留米市土地開発公社及び土地開発基金のあり方を総合的に判断すべきものと考えます。 | 意見 | 用地の取得に関し、土地開発公社については機動性ある用地取得の実施に加え公払法活用による地権者への減税効果があること、財団公社については市外での開発が可能なことなど、それぞれの主体でメリットが異なります。今後、両公社のあり方の検討を行うなかで、公共用地の取得に関する公社や基金のあり方についても併せて整理してまいります。 | 意見に対する見解 |
| 63 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (1)指摘事項 ①短期借入金について (一財)久留米市開発公社において、短期借入金は、年度を通して市中金融機関からの借入を行っている。一方、久留米市土地開発公社は、期中は久留米市の基金等の余剰金を借入れ、決算時期のみ市中金融機関から借入れることにより、期中金利を安価に抑える企業努力を行っている。(一財)久留米市開発公社は久留米市土地開発公社と同様にこのメリットを享受するように取組むべきである。 | 指摘 | 基金を活用した短期資金の貸付については、久留米市にとっては、資産運用という面もあるため、公払法によって例外的に地方公共団体による債務保証が認められている土地開発公社に対象を絞るなどの限定的な運用が行われています。 | 措置しない |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|---|----|--|----------|
| 63 | 総務部 | 財産管理課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>2.一般財団法人 久留米市開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>①土地等の貸与について</p> <p>久留米市は、市民会館事務所、公社会館底地について、無償で(一財)久留米市開発公社へ貸与しているが、久留米市は適正な賃料を収受すべきである。</p> | 意見 | <p>久留米市行政財産使用料条例第4条及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条において、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときに無償又は時価よりも低い価額で使用または貸し付けることができると定めています。</p> <p>また、減免基準において、利用目的が本市の施策と密接に関連しており、公共性・公益性も高く、財政的な支援を要するなどの場合、全額を免除することが適当としています。</p> <p>一般財団法人 久留米市開発公社は久留米市と一体となって久留米市の開発のため必要な事業を行うことを目的とした組織で、公共的団体と位置付けられます。市民会館事務所は、その目的を遂行するための事務所であり、無償での使用許可が妥当であると考えられます。</p> <p>公社会館は職員共済会が借り受け、職員研修などの公務で使用する施設であることから、公用での利用と認められることから無償での貸与が妥当であると考えられます。</p> | 意見に対する見解 |
| 63 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>2.一般財団法人 久留米市開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>②役員・評議員の構成について</p> <p>久留米市内部の主要な会議の構成員は各部長や市議会議員が委員となり、公社の役員、評議員についても同様である。変化の激しい昨今の情勢に、市職員や市議会議員という限定的なメンバーのみで意思決定するのではなく、多様なメンバーにて適時的確な意思決定を行うことが望ましい。</p> <p>理事会や評議員会での議論を有意義なものとするためにも、役員や評議員の人選を見直すべきである。役員や評議員については、外部の第三者の視点を取り入れるため、弁護士、公認会計士、商工会会頭等の有識者を選任すべきである。</p> | 意見 | <p>公社事業の情報公開や法人ガバナンス強化を促進するための多様な外部役員の参画については、従前より課題として認識しており、市とも協議しながら、組織の見直しについても検討してまいります。</p> | 検討中 |
| 63 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>2.一般財団法人 久留米市開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>③人件費について</p> <p>役職員の併任の状況については、久留米市土地開発公社で記載した事項と同様に、事務の効率化の観点からも、按分による精算を行わなくてよい方策を検討すべきである。</p> | 意見 | <p>一部の職員が3つの組織を併任している現行の体制においては、毎年異なる業務割合を見通すことができないため、現時点では、それぞれの会計年度末時点において、各職員における各組織での業務量に応じて人件費を按分清算せざるを得ない状況です。両会社のあり方の検討と合わせ、良い方策について、今後市と協議を進めてまいります。</p> | 意見に対する見解 |
| 64 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>2.一般財団法人 久留米市開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>④賃貸事業について</p> <p>(一財)久留米市開発公社の経営成績は毎年利益が出ているが、賃貸事業は安価な原価で安定的な収入を得られる反面、土地原価の回収には長期を要し、賃貸期間満了後の販売可能性、価格変動のリスクを内包するものであるため、できるだけ販売にて完結するよう取り組むべきである。</p> | 意見 | <p>賃貸区画については、分譲への切替促進の取り組みを実施してきており、平成27年度は3社の企業が賃貸から分譲へ切り替えられました。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|--|----|--|----------|
| 64 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑤事業残地について ア. 青峰団地、安武団地は元々久留米市側の要請で団地用地の先行取得を公社が行ったが、開発後端部の事業残地については、久留米市側へ引継ぎなかった用地である。これらの土地を(一財)久留米市開発公社が保有する意義は全くなく、むしろ不要な管理費が発生する上に、一部の土地については固定資産税を支払っている状況にある。これらの土地については、早期に久留米市へ引継ぎを行われたい。 | 意見 | これまでも久留米市への引継ぎを含めた早期解消を図る取り組みを実施してまいりましたが、平成27年度においては、事業残地の早期解消を促進する目的で、3か年計画を新たに策定し、平成28年7月末までに全11件のうち、4件の事業残地を久留米市へ引き継いでおります。今後も久留米市と協議を進めて参ります。 | 措置済 |
| 64 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑤事業残地について イ. 櫛の里駅用地(1,113 m ²)については、駅設置のために寄付を行う公共用地として保有をしているため簿価をゼロとしているが、当該用地は適度な広さを確保しており、利用価値のある土地である。 今後も駅設置の計画が進まないのであれば、売却等を検討すべきと考えられる。 | 意見 | (仮称)櫛の里駅の設置については、平成8年に策定されたJR久大本線活性化基本構想に明記されており、その方針に変更はないことから、開発公社の保有目的にも変更はありません。なお、構想が変更され、保有目的が無くなった場合には、売却等を検討すべきと考えます。 | 意見に対する見解 |
| 64 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑥久留米・広川新産業団地 久留米・広川新産業団地は分譲による企業立地に限定せず、企業のニーズに対応した賃貸による企業立地も可能とした。その結果、ほぼ全区画への入居(96.0%)を早期に達成しており、企業立地の点では成功事例と言えるが、現在では賃貸による入居率が52.8%を占めている。 賃貸区画は10年～30年の定期借地契約を締結しており、この間、(一財)久留米市開発公社は土地を土地勘定として所有する。この賃貸契約は、公社の安定的収益の源という利点はあるが、長年土地を手放すことができず、長期間経過後の時価変動や、賃借人からの突然の退去申込みへの対応などのリスクも併存する。また、賃貸している土地の簿価4,092百万円に対して、年々の賃貸料収入である運営収益返済額は66百万円であるため、簿価の回収まで約61年かかる。同様に借入金残高は2,723百万円であり、借入金の返済完了まで約41年と非常に長期間を要することとなるため、賃貸中の企業に対して分譲への切替えを促すべきである。 | 意見 | 賃貸区画については、分譲への切替促進の取り組みを実施してきており、平成27年度は1社の企業が賃貸から分譲へ切り替えられました。今後も切替促進の取り組みを継続して実施します。 | 措置済 |
| 64 | 総合政策部 | 総合政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑦梅満用地について 梅満用地の2区画中1区画は開発直後の平成7年に販売したが、残り1区画については20年以上も売却できない状況にある。このことは、土地の形状が旗竿地であり、分譲価格と市場価格との乖離が生じているためと考えられる。今後は、許す限りにおいて価格を見直し、早期の販売を行うべきである。 | 意見 | 平成28年度に分譲価格の見直しを実施し、早期分譲に努めております。 | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|----------|--|----|---|----------|
| 65 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑧賃貸区画について 久留米ビジネスパーク、宮ノ陣新産業団地、合川ハイテクパークの賃貸区画については、最終的に売却することで事業終了となるため、賃借人へ売却を積極的に働きかけるべきである。</p> | 意見 | <p>賃貸区画については、分譲への切替促進の取り組みを実施してきており、平成27年度は2社の企業が賃貸から分譲へ切り替えられました。 今後も切替促進の取り組みを継続して実施します。</p> | 措置済 |
| 65 | 総合政策部 | 総合政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑨駐車場の管理運営について 久留米市では小頭町公園駐車場、東町公園駐車場その他の駐車場を管理運営しているため、(一財)久留米市開発公社はJR荒木駅前駐車場を市へ引継ぎ、管理運営を一元化した方が効率的と思われる。</p> | 意見 | <p>JR荒木駅前駐車場については、財団公社の健全財政を支える重要な収益源となっており、市への引継ぎについては検討しておりません。市営駐車場も含めた管理運営の一元化については、財団公社の収益を確保しつつ効率的な管理運営となるのかどうか、市と連携しながら模索してまいります。</p> | 意見に対する見解 |
| 65 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑨駐車場の管理運営について 久留米市では小頭町公園駐車場、東町公園駐車場その他の駐車場を管理運営しているため、(一財)久留米市開発公社はJR荒木駅前駐車場を市へ引継ぎ、管理運営を一元化した方が効率的と思われる。</p> | 意見 | <p>現時点において、開発公社から左記駐車場の引継ぎに関する申入れはあっておりませんが、申入れがあった場合には、左記駐車場が久留米市市営駐車場条例に適用されるものであるか、久留米市市営駐車場事業特別会計の収支において悪影響がないか、また事務量などを把握、分析した上で判断することになると考えております。</p> | 意見に対する見解 |
| 77 | 健康福祉部 | 保健所健康推進課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ①職員の市への派遣について 【意見1】 上記(2)①イで述べたとおり、同財団からは、久留米市に対し、主たる目的を研修目的として保健師職員を派遣している。 しかし、かかる派遣の必要性・合理性には疑問が残る。 同財団の運営は、主として久留米市からの業務委託等によって維持されているため、後記⑤で述べたとおり、同財団に業務委託等する有用性が認められなければならない。 その判断要素の1つに、同財団の人的能力があるはずであり、仮に、同財団の職員を久留米市において研修等させる必要があるというのであれば、同財団をして業務委託等を行わせる理由が希薄になってしまう。 この点、同財団に対するヒアリング結果によると、職員の市への派遣は、同財団へ業務委託を行う人的能力の観点のみではなく、同財団と市との継続的な人材交流や人材育成の観点から非常に有益であるとのことであった。そうであれば、他の団体ではなく、当該財団が市との人材交流・人材育成を相互に行っていくべき存在であるのかの根拠について、より明確な説明が求められる。 したがって、同財団から久留米市に対する人材の派遣については、その目的を整理し、その必要性・合理性についてより積極的かつ明確な説明がなされることが望まれる。</p> | 意見 | <p>財団が行っている事業の中で、健康づくりや子育て支援に関する事業は、市町村がその責務として行っていく必要があるものです。そのため、事業の委託元となる久留米市との有機的な関係を保持し、事業に関する考え方や健康づくり、子育て支援制度に関する最新の情報を効果的に提供した上で適切に事業を行うためには、人材の派遣をとおした相互の連携が非常に有効であると考えています。</p> | 意見に対する見解 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|----------|---|----|---|----------|
| 77 | 健康福祉部 | 保健所健康推進課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ②指定管理業務について 【意見2】 指定管理者制度は、本来、指定管理者の経営努力により管理者の収益増加に繋がるとともに、それが次年度以降の指定管理料の減縮につながり、市財政の経費減縮が実現されるものである。 しかし、同財団は、指定管理事業の中核である生涯学習推進事業を公益目的事業として行っているため、収支相償の原則により(公益認定法第5条第6号等)、その収入がその費用を超えないことが求められている。端的に言えば、指定管理事業において同財団は、「収益をあげすぎないようにしなければならない」ということである。 この点、収支相償の原則といえども、単年度で必ず収支が均衡することまで求められるものではなく、中長期で収支が均衡すればよいため、全く収益をあげてはならないわけではない。実際、同財団においても、得られた収益は、翌年度等に講座や講演会等の社会貢献事業や施設の修繕などにより市民への還元事業を行っており、その意味で市財政の経費減縮に一定の貢献はしているといえる。しかし、やはり、純粋に利益を追求できないことから、指定管理料の減縮・市財政の経費減縮の観点では、その効果は限定的とならざるを得ない。 以上のことから、久留米市においては、指定管理者を公益法人に指定する意義を、同財団においては、指定管理事業を公益目的事業とすることの意義(同事業の収益事業比率は26%程度であるから、収益事業として行うことも十分検討に値する。)を、十分に議論し検討していくことが望まれる。</p> | 意見 | <p>財団では、指定管理者事業である生涯学習推進事業は公益目的事業であり、黒字がある場合、その財源を市民への還元事業としてえーるピアセミナーの開催や施設の修繕等に充てており、結果として、久留米市の経費削減に繋がっているものと考えております。また、指定管理料については、消費税引き上げ分を除く経費を削減して提案してきたところです。 ご意見の指定管理事業である生涯学習推進事業を収益事業として行うことについては、その効果や課題等を整理した上で、次回の公募(平成32年度～)に向け、その対応を検討することとしています。</p> | 検討中 |
| 77 | 市民文化部 | 生涯学習推進課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ②指定管理業務について 【意見2】 指定管理者制度は、本来、指定管理者の経営努力により管理者の収益増加に繋がるとともに、それが次年度以降の指定管理料の減縮につながり、市財政の経費減縮が実現されるものである。 しかし、同財団は、指定管理事業の中核である生涯学習推進事業を公益目的事業として行っているため、収支相償の原則により(公益認定法第5条第6号等)、その収入がその費用を超えないことが求められている。端的に言えば、指定管理事業において同財団は、「収益をあげすぎないようにしなければならない」ということである。 この点、収支相償の原則といえども、単年度で必ず収支が均衡することまで求められるものではなく、中長期で収支が均衡すればよいため、全く収益をあげてはならないわけではない。実際、同財団においても、得られた収益は、翌年度等に講座や講演会等の社会貢献事業や施設の修繕などにより市民への還元事業を行っており、その意味で市財政の経費減縮に一定の貢献はしているといえる。しかし、やはり、純粋に利益を追求できないことから、指定管理料の減縮・市財政の経費減縮の観点では、その効果は限定的とならざるを得ない。 以上のことから、久留米市においては、指定管理者を公益法人に指定する意義を、同財団においては、指定管理事業を公益目的事業とすることの意義(同事業の収益事業比率は26%程度であるから、収益事業として行うことも十分検討に値する。)を、十分に議論し検討していくことが望まれる。</p> | 意見 | <p>えーるピア久留米(生涯学習センター等)の管理運営については、公募による指定管理者制度の運用を図っており、公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団が指定管理者となっています。 その選定にあたっては、①住民の利用に関する公平性の確保、②最大限の効用の発揮と経費の縮減、③物的能力及び人的能力の保持、④地域経済への寄与の4つの視点から総合的に評価をし、指定管理者選定委員会の審査を経て候補者の決定を見ているものです。 従って、現在の公益法人の指定に関しては、公の施設である当該施設を適正に管理運営させるためのこの基準方針に従い判断した結果であり、指定後は、適切に効果的なモニタリングを実施し、適正な管理運営を確保しています。</p> | 意見に対する見解 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|----------|--|----|--|------|
| 79 | 健康福祉部 | 保健所健康推進課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ③受託事業について 【意見3】 随意契約として許されるか否かの判断は、例外的判断であって、その契約の性質・目的が本当に競争入札に適さない場合等であるのか否かについては、客観的な疎明資料や情報・実績・数値等によって慎重かつ十分に検討し議論して判断しなければならない。 しかし、今回の市担当者からのヒアリング及び決裁資料等からは、一定の契約理由の整理はなされているものの、上記のような検討及び議論がなされたことを裏付ける客観的な資料が乏しく、例外を認める慎重かつ十分な検討及び議論が不足しているのではないかと疑念を抱かれる可能性がある。 したがって、市においては、改めて、随意契約によることは例外的取り扱いであることを認識し、地方自治法第234条(及びこれを受けて定めた施行令や事務取扱規則)の趣旨に立ち返り、随意契約によることの適否を慎重かつ十分に検討・議論した上で、随意契約によることが適切であると判断された場合には、その検討・議論過程について、契約関係書類や決裁書類等に、随意契約の根拠となる明確な記載や客観的資料を残すことが望まれる。</p> | 意見 | <p>保健事業業務を実施するには、専門的な知識を有する保健師の関わりが不可欠であることから、同業務の委託を行うには、「保健師を有する団体」であることが条件となります。さらに、業務の遂行にあたっては、対象者の個人情報の管理・抽出等が必要であり、そのためには、委託先へ久留米市の保健情報システムを常設し、活用していくことが不可欠です。 以上のことから、同業務を受託可能な団体は、当財団以外にはなく、競争入札には適さないと考えており、ご指摘を踏まえ、これらの理由を随意契約の根拠として、平成29年度から決裁書類等に明記しました。</p> | 措置済 |
| 80 | 健康福祉部 | 保健所健康推進課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ③受託事業について 【意見4】 上記(2)⑥で述べたとおり、指定管理事業に関して、15業者に対して再委託がなされており、業務委託料合計は、指定管理料の約半分である。 同財団においても、契約事務処理要領を策定し、財団との契約締結は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は例外と位置づけられ、地方自治法・同施行令・久留米市契約事務規則と同様の基準が定められている。 しかし、上述した再委託先15業者のうち、9業者との契約が随意契約であり、このうち6業者との契約は50万円を優に超える契約である(それぞれの年間契約額は、約144万円、約137万円、約487万円、約1085万円、約2116万円、約2148万円であり、すべてが5年契約である。) これについても、上記③と全く同様の状況であり、改めて、随意契約によることは例外的取り扱いであることを認識し、地方自治法・同施行令・久留米市事務取扱規則を踏まえて策定した契約事務処理要領の趣旨に立ち返り、随意契約によることの適否を慎重かつ十分に検討・議論した上で、随意契約によることが適切であると判断された場合には、その検討・議論過程について、契約関係書類や決裁書類等に、随意契約の根拠となる明確な記載や客観的資料を残すことが望まれる。</p> | 意見 | <p>財団の随意契約や再委託契約の主なもの、施設設備に関する契約であり、技術面の安定性や機械の安全性を確保することを理由として行っているものです。なお、再委託については、市と財団で協議の上、行っております。 随意契約については、平成29年4月1日に契約事務要綱を制定し、その根拠を整理しています。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|----------|--|----|--|------------|
| 80 | 健康福祉部 | 保健所健康推進課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ③受託事業について 【意見5】 平成26年度の全業務委託契約書を確認したが、契約書について、十分なリーガルチェックを経ていないことが伺われた。 全業者について、契約の法的性質は異ならないため、契約ごとに、契約解除条項や損害賠償条項、再委託に関する条項について異なる契約内容とする合理性は乏しいと思われるにもかかわらず、前記各条項について、契約ごとに内容が異なるものが散見され、その内容も財団にとって不利であったり、内容に合理性が乏しいと思われたりするものがあった。 具体的には、損害賠償条項に関して、財団からの損害賠償請求を「直接損害」に限定するものがあったが、損害賠償責任は、「間接損害」であっても例外的に認められる場合があるとするのが判例であるから(例えば、経済的同一性が認められる場合や損害の肩代わりをしたと評価できる場合等)、これらの損害賠償請求を一律に封じる条項は財団にとって不利である。 再委託に関する条項に関しては、再委託を無条件に認める条項があったが、再委託は無条件に認めるべきではない。ヒアリング結果によると、実際には、必ず市と協議を行い、無条件で再委託を行うことはないとのことであったが、そうであれば、なおさら、契約書において、無条件で再委託を認める条項を入れるべきではない。 また、どの契約においても、秘密保持条項は設けられてはいたが、単に「機密情報」あるいは「秘密」などと記載するだけで、その定義がなく、保護されるべき情報の範囲が不明確なままとなっており不適切である。 したがって、契約締結においては、その契約書について十分なリーガルチェックを受けることが望まれる。</p> | 意見 | <p>財団では、全契約書の内容を確認し、そのうち1事業所がご指摘の契約解除条項や損害賠償条項、再委託に関する条項が他の事業所の契約と異なっていたため、当該事業所と協議し、変更契約を締結しています。 また、秘密保持条項については、市の契約書の内容を踏まえ、対応いたします。</p> | 今後の措置方針を決定 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|----------|---|----|--|----------|
| 80 | 健康福祉部 | 保健所健康推進課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ⑤事業全体について 【意見6】 上記(2)③で述べたとおり、同財団の自主事業比率は、0.7%～1%と極めて低く久留米市に対する財政支出依存比率は、82%～91%と極めて高い。 このように、同財団自体には収益性はほとんどなく、その財政は、ほぼ久留米市によって維持されており、財政支出依存比率だけからみれば、同財団は実質的に久留米市の一部ではないかとの評価も成り立つ。 したがって、久留米市が行うのではなく、あえて同財団をして事業を行わせる意義、すなわち、当該事業実施の必要性、事業の効率的・効果的实施及び経費削減双方の観点から同財団に当該事業を行わせることの有用性が積極的に示される必要がある。 この点、指定管理事業については、【意見2】で述べたとおり、事業実施の必要性及び(経費削減の観点からは限界はあるものの)同財団が指定管理者として実施することの有用性があるものと評価できる。 一方、その他の事業について事業実施の必要性の評価を直ちに行うことは困難である。上記(2)⑤で述べたとおり、健康診断や予防接種を含む健康推進事業以外は、その利用人数等や実施回数は多いとはいえ、市民のニーズが高いとはいえない事業もあるが、保健衛生事業や子育て支援事業は、市民のニーズに関わらず後見的に行うべき性質も併せ持つため、数字だけでは判断し難い。いずれにしても、必要性が肯定される場合には、久留米市ではなく、同財団をして当該事業を行わせることの有用性について、事業の効率的・効果的实施及び経費削減双方の観点から積極的に示されなければならない。 今回、事業計画書・事業報告書等を確認した限りでは、これらについての分析・検討を踏まえた有用性がより示されることが望まれるため、改めて、受託事業全体について、同財団に委託する有用性について上記視点から十分に分析・検討した結果を事業計画書や報告書等において積極的に示すことが望まれる。</p> | 意見 | <p>財団に委託する有用性としては、財団がご指摘の公益目的事業を運営目的としているだけでなく、事業実施に必要な人材、ノウハウ及び市保健情報システム等の環境が整っているところにあります。また、多くの事務事業を行う久留米市で実施する場合と比較して効率的に事業を行うこともできると考えます。 しかし、財団が作成する事業計画や事業報告には、それらの事業が公益目的事業であることに鑑み、久留米市のみとの関係や有用性を示すことは困難であると考えます。</p> | 意見に対する見解 |
| 81 | 健康福祉部 | 保健所健康推進課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ⑥経営管理について 【意見7】 上記(2)⑦で述べたとおり、理事会及び評議員会は定款どおり開催され、出席もなされている。 この点、評議員会においては、評議員から問題点や疑問点などが指摘され、一定の議論がなされていることが伺えるが、理事会においては、議事録をみる限り実質的な議論が少ない印象を受ける。 特に、再委託については、毎年、年間合計8000万円以上(この額は合計額であり個々の契約額については【意見4】で示したとおりである。)の金額が支出されているが、理事会においては、予算において金額の是非のみ判断し、その後の契約締結において、入札を行うのか、随意契約を行うのかの判断は、理事長の判断に委ねられている。 理事会は、法人の業務執行に関する意思決定機関として、重要な財産の処分等についての判断を行い、代表理事の業務執行を監督する責務を負う機関であるから、年間合計8000万円の業務委託費の支出は、「重要な契約の締結」(一般法人法90条4項柱書き「その他の重要な業務執行の決定」)に準じるものとして、支出額だけではなく、その支出が適正・適切になされるか否か、すなわち、契約締結は原則どおり一般競争入札で行うのか、あるいは例外として、指名入札や随意契約で行うのかについて、理事会において十分検討されることが望ましい。 したがって、事業計画書・予算を審理する際の理事会資料として、契約締結方法の予定に関する資料を添付し、理事会において随意契約の適切性について、十分に議論することが望まれる。</p> | 意見 | <p>契約締結の決定は、当財団の事務処理規程により行っているところですが。その中で、理事長及び常務理事が決裁する高額な契約締結については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項の規定により理事会へ報告しています。 ご意見を踏まえ、理事会での協議が必要な案件については、平成29年4月1日に制定した契約事務要綱の中で整理しています。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|--------|---|----|--|------------|
| 94 | 商工観光労働部 | 観光・国際課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ① 合肥市との青少年交流事業について 合肥市との交流事業については35年にわたり相互交流や経済訪問の派遣、医療観光・留学生の受入等が行われたことで成果があがっていると考えられるが、青少年交流事業については、合肥市から相当数の青少年を受け入れているにも拘らず、久留米市から派遣する中学生訪問団は募集人員12名に対し定員割れが発生している。 なお、参加者自己負担金は3万円で、本財団の負担額は一人当たり6万1千円である。 久留米市と姉妹都市締結を行っているアメリカカリフォルニア州のモデスト市との高校生訪問団については参加者自己負担金8万円で募集人員10名に対して50名の応募がある。 合肥市青少年交流訪問は定員割れが発生するなど、コストに見合う効果が得られているのか。35年の交流の歴史があることによる強みをもっと生かし、PRの強化などに取り組む必要がある。</p> | 意見 | <p>PR強化についてのご意見につきましては、募集パンフレットやポスターの送付先を増やすことで対応いたしました。 具体的には、平成28年度の送付先に郊外型大型商業施設と道の駅を新たに追加しました。 今後もより効果的なPRについて検討しながら取組を進めてまいります。</p> | 措置済 |
| 94 | 商工観光労働部 | 観光・国際課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ② 久留米サイクルファミリーパークについて ア. 広報・情報発信の強化 本財団のHPにはサイクルファミリーパークのページがあるが、内容をもっと充実させる必要があるのではないか。 おもしろ自転車・わんぱく童夢館など本施設の特徴をもっと広くPRすべきである。</p> | 意見 | <p>財団HPのサイクルファミリーパークのページについて、おもしろ自転車やわんぱく童夢館のPR強化の必要性についてのご意見につきましては、平成29年1月末までにページ内に新たに写真を追加することで対応させていただきます。 さらに、既存パンフレットについても、平成28年度末までに、施設等の写真の更新や追加を行い、PR強化に取り組めます。</p> | 今後の措置方針を決定 |
| 94 | 商工観光労働部 | 観光・国際課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ② 久留米サイクルファミリーパークについて イ. 無料入園の絞り込み サイクルファミリーパークではイベント実施時に入園料を無料としている。また、土曜日には他の公共施設と同様に高校生以下の子供たちの入園料を無料としている。その結果、無料入園者数は年間5,463人となり、入園者数の16%を占めている。 イベント時の入園料を無料としているのは、入園料を無料とすることで来場しやすく、自転車利用増によって課金収入を得るためであるが、総収入を増やすためには、イベント時の有料化または入園料の割引にて対応することなどについても検討すべきと考える。</p> | 意見 | <p>無料入園の絞り込み検討の必要性についてのご意見につきましては、平成28年度に2イベントについて、大人料金を有料化することで対応しました。 平成29年度についても4イベントについて、大人料金を有料化します。</p> | 措置済 |
| 95 | 商工観光労働部 | 観光・国際課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ③ 広報活動について 日本の観光が海外からの観光客を取り込もうとしている中、HPの整備は図られている。しかしながら、10年以上前の外国語パンフレットで外国人来訪者や海外マスコミ・旅行エージェントに対応している状況はいかかなものか。海外からの観光客誘致をすすめるため、HP等の強化をはかるとともに、最新の情報が充実した外国語の観光パンフレット等作成が必要ではないか。</p> | 意見 | <p>外国語の観光パンフレット作成の必要性についてのご意見につきましては、新たなパンフレットを作成することで対応いたします。 納品は平成28年度末を予定していますが、最新の観光情報を反映した外国語パンフレットの作成に着手しています。</p> | 今後の措置方針を決定 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|--------|---|----|--|------|
| 95 | 商工観光労働部 | 観光・国際課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ④ とんこつカレーについて とんこつカレーについては、久留米の認知度向上を主目的としているため、販売価格を500円(原価350円)に抑えている。発売当初は全国系列のテレビ番組で取り上げられ、全国から注文があったようだが、現在は販売店へのマージンや配送料、そして賞味期限(1年)内に完売できるよう、販売方法等の見直しや検討が必要と思われる。</p> | 意見 | <p>「とんこつカレー」に対する意見につきましては、販売店の追加やPR強化により対応させていただきました。 販売店の追加につきましては、六ツ門商店街の観光物産店を新たな販売店として追加しました。 PR強化につきましては、機関紙「ほとめき」(17,000部発行)の平成28年秋号にとんこつカレーのPRを掲載する予定としています。 今後も認知度向上に向け、より効果的な販売方法を検討し取組を進めます。</p> | 措置済 |
| 95 | 商工観光労働部 | 観光・国際課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ⑤ 賛助会員について 受取補助金の額が減っている中、補助金収入以外の収入を増やすためにも、賛助会員(賛助会費)の増加方法を検討すべきではないか。観光マッチングへの参加や「ぐるめマップ」への掲載以外にも会員特典を充実させて、入会のPRをすることが重要なのではないか。</p> | 意見 | <p>賛助会員の増加に向けた取組みに対する意見につきましては、以下2点の取組により対応させていただきました。 第一に、MICE主催者に対し、弁当業者等を紹介するシステムを構築(現在試行中)することで、新規賛助会員3社の入会につながりました。(賛助会員になれば、紹介リストに掲載されやすくなり、会社のPRにつながる) 今後も業種拡大等の検討を行い、賛助会員数の増加を進めます。 第二に、賛助会員のイベントPRを適時に行えるように、当協会HPの一部を賛助会員自身が書き換えられるようなシステムを構築しました(H28年10月完成)。</p> | 措置済 |
| 95 | 商工観光労働部 | 観光・国際課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ⑥ 全体 久留米観光コンベンション国際交流協会で行っている事業が多岐に渡っているが、その強みを活かすためにも各部門の横の連携をもっと強めて、観光とコンベンション、国際交流のシナジー効果を最大限に発揮する体制を整備することも必要ではないか。</p> | 意見 | <p>観光振興、コンベンション誘致、国際交流推進の各事業が、より効果的かつ効率的に展開されるような体制の整備について検討します。</p> | 検討中 |
| 108 | 市民文化部 | 文化振興課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 5.公益財団法人 久留米文化振興会 3 監査の結果 (2)意見 ① 図4の正味財産増減計算書内訳表から分かるように、平成26年度は(収2)売店喫茶事業が△1,178千円の赤字であった。公益財団法人の収益事業は、収支相償の要請により赤字になる公益目的事業を補完するために実施するものであり、黒字になる必要がある。収入が減少している要因やコスト構造を分析し立て直しを図る必要があると考える。</p> | 意見 | <p>平成27年度は人員配置や営業時間の見直しを行なった結果、売店喫茶事業は黒字に転じました。 今後さらに魅力ある商品開発やメニューの見直し等を行ない、収益増につなげることで、長期的に安定した事業運営が図れるよう、努めてまいります。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|--|----|--|------|
| 108 | 市民文化部 | 文化振興課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 5.公益財団法人 久留米文化振興会 3 監査の結果 (2) 意見 ② 平成26年度において、原則として競争入札が必要となる1,000,000円以上の修繕・請負工事は6件であったが、実際に入札が行われたのはそのうち1件のみであった。競争入札が行われなかった理由としては、舞台装置の場合は高い専門性を必要とし、修繕を行う事が出来る業者が限られているためであるとの事であった。但し、この場合、同一の業者(A社)がずっと工事を受注し続ける事になってしまう。この状態が長期間継続することは、不正を生じさせる原因にもなりうると思われる。その他、緊急の必要性から入札を行わなかった工事も存在していた。 久留米文化振興会は設備の維持のための修繕工事代金が多額になるため、例えば、例外的に入札を行わない工事契約については修繕工事に関する深い知識を持った外部の専門家に毎年チェックを受ける等、不正が生じない仕組みをさらに構築していく必要があると考える。</p> | 意見 | <p>工事等の業者選定は、競争入札が基本であると認識しているが、高い専門性を必要とし、業者が限定されるような案件については、結果として随意契約になることもある。 ただ、そのような案件であっても、できるだけ金額の妥当性等を客観的に確認する必要があると考えている。 今後、入札基準や契約事務規定等の見直しを進めるようにしていることから、その見直しの中で久留米市の関係各課とも相談しながら、有効な方法を検討していきたい。</p> | 検討中 |
| 129 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ① 監事の理事会への出席率について 市社会福祉協議会の監事については、税理士会からの推薦で1名、市からの推薦で1名の計2名で構成されている。過去3年間の理事会の議事録を閲覧したが、税理士会推薦の監事についてはほとんどの理事会に出席されていたが、市推薦の監事については、1度しか出席を確認できなかった。理事会の出席なくして監事としての監査を適切に行えるか非常に疑問である。今後は理事会の出席を含めて任務を全うしていただけるようご一考いただきたい。</p> | 指摘 | <p>理事会の開催予定等を含めて市と協議し、理事会にも出席いただける監事の推薦を依頼しました。新たな監事は理事会へ出席いただいています。</p> | 措置済 |
| 129 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ② 契約について 契約は、原則として一般競争入札によるものとし、合理的な理由がある場合に指名競争入札、随意契約によることができる(経理規程第68条、69条、70条)とあるが、指名競争入札とした場合の合理的な理由が確認できない契約等の決裁書が散見された。市の取扱いを参考に、1,000万円未満の契約については指名競争入札によっていた(市社会福祉協議会の担当者)とのことだが、その規程がないため、現状のままでは、内部統制の整備及び運用に問題があるといわざるを得ない。指名競争入札とした場合が規程どおりとなるように、1,000万円未満の契約については、指名競争入札によることができるよう経理規定を変更するか、別途内規を作って対応すべきである。また現在は3万円以上の取引については2社以上の見積もりをもって決裁を行っているが、この3万円以上という根拠についての規程からも確認できなかった。当該規程についても上述した同様の措置をとるべきである。</p> | 指摘 | <p>平成28年度内に下記のとおり、経理規定の改正を行いました。</p> <p>◇1,000万円未満の契約について 第77条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては随意契約によるものとする。なお随意契約によることができる合理的理由とは次の各号に掲げる場合とする。 (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合。</p> <p>◇3万円の根拠について 第77条 第4項 第1項(1)の理由による随意契約は3社以上の業者から見積りを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならぬ。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積りを徴し、比較するものとする。 第5項 前項の規定に関わらず、1件の予定価格が3万円未満のもので、公正かつ適正な価格で契約できる場合は、1社のみで見積もりを徴することで足りるものとする。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|--|----|---|------------|
| 129 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ③ 随意契約において、合理的な理由がなかった事案 随意契約を行うには合理的な理由が必要である(経理規程70条)が、ホームページ作成業務委託契約において、合理的な理由を確認できない決裁書があった。随意契約の経緯としては、契約当事者が契約の2年ほど前から委託業者を探しており、明らかに現在の契約先が信頼でき、金額的にも安価であるという判断があったとのことであった。ただ業務委託先は、市が出資している会社であるため、様々な誤解を招きかねない。規程に則り、2社以上の見積もりをとって決裁を行うか、随意契約にするための合理的な理由を記載するなど適切な処理をすべきであった。今後注意を要する事案である。</p> | 指摘 | <p>今回のホームページ作成業務の契約締結については、新たに整備した経理規程に則り、2社見積もりを取るなど、適切な処理に努めます。</p> | 今後の措置方針を決定 |
| 130 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ④ 決裁書類の誤りについて 総合福祉センターの清掃業務の委託において、指名競争入札により委託先を決定していたが、各社が入札書に記載した額と、入札結果調査書に記載された額に差異があるものがあった。結果に影響なかったとはいえ、何人もの確認が行われている中、当該書類のミスに誰も気付かなかったことは問題といえる。細かい指摘であるが、今後注意されたい。</p> | 指摘 | <p>入札結果調査書の記載誤りを修正いたしました。今後、文書事務研修を定期的に行なうなど、事務の精度向上とチェック機能の強化に努めます。</p> | 措置済 |
| 130 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ⑤ 金庫内に簿外の現金が保管されていたことについて 金庫内実査を行った際、金庫内の下部の引き出しに簿外の現金(2,200円)が保管してあった。市社会福祉協議会担当者によると、誰のものか、いつからあったか不明とのことであった。再度事実関係を確認して、現金の所有者に返却を行うことが最もよいが、困難な場合は一度市社会福祉協議会の資産として計上し、管理を行うことが望ましいと思われる。金庫内に簿外資産があったことは問題である。今後、金庫内には市社会福祉協議会の資産のみを管理し、同様のことがないように再発防止に努めるべきである。</p> | 指摘 | <p>指摘の現金については、当時の職員へ調査を実施した結果、所有者が見つからなかったため、平成27年度に社協資産として計上いたしました。また、金庫については、社協の資産等のみの使用を徹底します。</p> | 措置済 |
| 130 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ⑥ 固定資産の除却漏れがあったことについて 固定資産実査を行った際、バスに付属しているカーナビゲーションについて、平成26年度に当該バスが売却されているにもかかわらず、固定資産台帳に残ったままとなっていた。市社会福祉協議会の担当者によれば、把握漏れとのことであった。 今後は、決算期末に現存している固定資産について適切に把握を行い、適時に会計処理を行うべきである。</p> | 指摘 | <p>指摘のカーナビゲーションについては、平成27年度で固定資産台帳から除去いたしました。また、固定資産の適切な管理と適時会計処理に努めます。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--------------|--------------|---|-------|--|--------|--------|------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|--------------|--------------|--------------|---|---|------------|
| 130 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ⑦ 美術品の資産計上額の再検討について 貸借対照表の資産に下記の金額で美術品が計上されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具・備品</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油 絵</td> <td>モンパルナスの裏町</td> <td>2,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>油 絵</td> <td>海辺の少年たち</td> <td>1,600,000 円</td> </tr> <tr> <td>油 絵</td> <td>母と子</td> <td>2,400,000 円</td> </tr> <tr> <td>油 絵</td> <td>えびの高原</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産実査の際、上記美術品についてその金額の根拠を市社会福祉協議会担当者に聞いたところ、作者の寄附とのことで、資産計上額もその作者の言い値で処理を行ったとのことであった。貸借対照表は法人の財政状態を表す財務諸表であり、資産について当然に適正な額を計上すべきであるため、当該美術品の価値について再度検討し、現在の計上額に相当する価値がなければ、資産計上額を見直す必要があると思われる。</p> | 器具・備品 | 名称 | 金額 | 油 絵 | モンパルナスの裏町 | 2,000,000 円 | 油 絵 | 海辺の少年たち | 1,600,000 円 | 油 絵 | 母と子 | 2,400,000 円 | 油 絵 | えびの高原 | 1,000,000 円 | 指摘 | 平成27年度において、絵画の再評価を行い、減価償却資産へ変更のうえ、年数8年で減価償却を実施しました。 | 措置済 | |
| 器具・備品 | 名称 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油 絵 | モンパルナスの裏町 | 2,000,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油 絵 | 海辺の少年たち | 1,600,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油 絵 | 母と子 | 2,400,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 油 絵 | えびの高原 | 1,000,000 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 131 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ⑧ 退職手当積立預金等と退職給与引当金における乖離について 下表は、退職金のために支払うべき額(②退職給与引当金)、とその支払のために積み立てている額(①退職手当積立預金等)の過去3年の推移である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>平成26年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①退職手当積立預金等</td> <td>88,724,146</td> <td>77,735,566</td> <td>65,798,716</td> </tr> <tr> <td>②退職給与引当金</td> <td>137,112,720</td> <td>126,756,960</td> <td>128,724,435</td> </tr> <tr> <td>③差額(①-②)</td> <td>△ 48,388,574</td> <td>△ 49,021,394</td> <td>△ 62,925,719</td> </tr> </tbody> </table> <p>③の差額が退職金の積立不足であるが、平成24年度と比較すると減ってはいるが未だその差は大きい。これは、合併前の1市4町の社会福祉協議会で異なっていた退職給付の制度をそのまま引き継ぎ、現在に至っていることに大きな原因がある。このままだと、今後ますます退職手当積立預金等と退職給与引当金の差額は大きくなっていくであろう。まずはこの問題を市と市社会福祉協議会とが認識しなければならない。短期間での解決は難しいと思われるが、互いに協力し合い、将来的な解決策を探るべきである。</p> | 勘定科目 | 平成26年度 | 平成25年度 | 平成24年度 | ①退職手当積立預金等 | 88,724,146 | 77,735,566 | 65,798,716 | ②退職給与引当金 | 137,112,720 | 126,756,960 | 128,724,435 | ③差額(①-②) | △ 48,388,574 | △ 49,021,394 | △ 62,925,719 | 指摘 | 指摘事項については、市当局にも問題点を認識いただいております。今後とも退職積立預金の適正な水準や確保等について、市と協議を行ってまいりたいと考えています。 | 今後の措置方針を決定 |
| 勘定科目 | 平成26年度 | 平成25年度 | 平成24年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①退職手当積立預金等 | 88,724,146 | 77,735,566 | 65,798,716 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②退職給与引当金 | 137,112,720 | 126,756,960 | 128,724,435 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③差額(①-②) | △ 48,388,574 | △ 49,021,394 | △ 62,925,719 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 131 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ⑨ 小口現金の管理について 小口現金の実査を行い、小口現金の残高が小口現金出納帳と一致していることは確認できた。しかし、当該出納帳には日々の残高の記載がなく、月に一度残高の確認を行っているとのことであった。現金は会計上、内部統制上いずれにおいても重要な項目であるため、現金の動きと残高については、日々責任者等の承認を受け、適切に管理を行うべきである。</p> | 指摘 | 平成28年度から日々責任者等の承認を受け、現金の残高確認を実施するよう変更いたしました。 | 措置済 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|-------|--|----|--|----------|
| 131 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (2)意見 ① 予算と実績の乖離について 人件費が予算と実績で乖離する理由としては、新たな人材を採用予定で予算作成を行っているが採用に至らず、欠員が生じることが主な原因であり、それに連動して補助金収入にも乖離が生じてしまう。また受託金収入が予算と実績において乖離する理由は、要介護支援認定調査事業における職員の労働時間の予測が困難であることが主な原因である。 乖離の理由は理解できるが、3年連続で予算と実績の乖離があることについては望ましいこととはいえないため、できるかぎり縮減するような予算編成を期待したい。</p> | 意見 | <p>予算編成時期に市と十分な協議等を行い、適切な人材の確保と業務量の正確な把握等に努めることにより、予算と実績の差が縮小するよう努力してまいりたいと考えています。</p> | 意見に対する見解 |
| 131 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (2)意見 ② 中長期的な経営計画を有していないことについて 市社会福祉協議会の財源は、市からの補助金や委託料が大部分を占めているため、構造的に中長期的な経営計画を立てることについて、困難な面があるのは理解できる。 しかし一方で、市社会福祉協議会が、地域福祉推進の中核を担う団体として、その役割を果たしていくためには、今後進むべき道を明らかにし、その目標達成のため何を行うべきかを明確にする必要があると思われる。将来的な市社会福祉協議会のビジョンを明確にして、人材育成や財源確保といった経営基盤の強化を図り、効率的な事業遂行を行うためにも、最低限、一定の中長期的な視点をもった運営を行っていくことは必要といえる。 また、福祉活動の推進及び総合福祉センター等施設設備に資することを目的に地域福祉振興基金が248,248 千円積み立てられているが、その今後の運用等についてもあわせて検討することが望まれる。</p> | 意見 | <p>ご意見のとおり、経営計画については公費依存が非常に高く、難しい状況にあります。しかしながら、今回の社会福祉法の改正等により、保有する財産や基金積立金の使途等について説明責任が強化されておりますので、地域の状況などを踏まえ適切な資金計画による運営と計画的な再投資等ができるように中長期的な視点をもった運営に取り組んでまいりたいと考えております。</p> | 意見に対する見解 |
| 131 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (2)意見 ③ 存在意義と今後の課題について 市社会福祉協議会の目的と活動について、市民へのさらなる理解促進に努めていただきたいということである。現在、市社会福祉協議会への認知度については一定程度あるものの、その活動内容の理解については、年齢層や地域によってばらつきがあるのが現状である。より幅広い年齢層や地域への活動内容の理解の定着は市社会福祉協議会が地域福祉事業を行ううえで、財源への課題も含め、様々な面で有用となるはずである。そのためには、市社会福祉協議会の職員一人一人が市社会福祉協議会の存在意義を再認識し、その目的と活動を正しく市民に伝えていくことが必要と思われる。</p> | 意見 | <p>国においても地域共生社会を目指して、新しい地域包括支援体制の構築に向けた考え方が示されており、本会としても社会福祉協議会の使命及び存在意義を再認識し、高齢者、障害者や子どもをはじめ、地域で暮らす誰もがニーズに合った支援を受けられる支え合いの仕組みづくりを進めるために、市社会福祉協議会の活動を周知するためのパンフレットを作成・配布し、市民への周知等を含めて職員一丸となり取り組んで参りたいと考えております。 また、組織体制については、市と継続的かつ適切に協議を行いながら、地域福祉における中心的役割が果たせるよう強化を行ってまいりたいと考えております。</p> | 意見に対する見解 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|--------------|---|----|--|----------|
| 131 | 健康福祉部 | 地域福祉課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (2) 意見 ③ 存在意義と今後の課題について 市社会福祉協議会の存在意義のひとつでもある地域福祉を支える多様な主体の中心的役割を担うため、さらなる組織体制の強化に努めていただきたいということである。残念ながら現在の市社会福祉協議会ではその役割を担うほどの組織体制が整っているとはいえない面がある。当該課題を解決するには、多様な主体に対して適切な支援等を行える人材の確保や計画的な育成及び多様な主体とのネットワークの構築が不可欠と思われるため、当該課題解決のための対応を中長期的な視点を持って行っていただきたい。多様な主体の中心的役割を適切に担えるようになれば、行政に制度化するよう働きかけるべき重要な地域福祉の問題に数多く直面できるため、「橋渡し」という社会福祉協議会の存在意義にも直結する活動をより多く行えるのではないだろうか。</p> | 意見 | <p>国においても地域共生社会を目指して、新しい地域包括支援体制の構築に向けた考え方が示されており、本会としても社会福祉協議会の使命及び存在意義を再認識し、高齢者、障害者や子どもをはじめ、地域で暮らす誰もがニーズに合った支援を受けられる支え合いの仕組みづくりを進めるために、市社会福祉協議会の活動を周知するためのパンフレットを作成・配布し市民への周知等を含めて職員一丸となり取り組んでいるところです。 また、組織体制については、市と継続的かつ適切に協議を行いながら、地域福祉における中心的役割が果たせるよう強化を行ってまいりたいと考えております。</p> | 意見に対する見解 |
| 144 | 農政部 | みどりの里づくり推進機構 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3) 評価(指摘ないし意見) II. 意見 ① 指定管理(非公募)について 【意見1】 結果として同財団が指定を受ける可能性が高い(あるいは、指定を受けることが適切)かもしれないが、競争原理が働くことにより、更なる施設運営管理の創意工夫の努力が生まれると思われるため、公募を行うことが望まれる。</p> | 意見 | <p>「道の駅くるめ」につきましては、協議を重ねまして「非公募」での指定管理の更新を行いました。「久留米ふれあい農業公園」については、平成30年度に「公募」での指定管理者候補者の選定を行いました。</p> | 措置済 |
| 145 | 農政部 | みどりの里づくり推進機構 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3) 評価(指摘ないし意見) II. 意見 ② 久留米森林つつじ公園管理業務の再委託について 【意見②】 上記(2)⑥で述べたとおり、同財団は、久留米森林つつじ公園管理業務を約180万円前後で受託しているが、約100万円が他業者へ再委託しており、その業務委託比率は100%である。すなわち、受託した久留米森林つつじ公園管理業務は、そのまま他業者へ委託されており、同財団職員が現場において作業が契約どおり実施されているか監督を行っていることを踏まえても、同財団には当該管理業務自体を実施する人的物的能力(ないし余裕)がないことを示している。また、受託料は、再委託料の約2倍近い金額となっており、現場監督のための人件費等を考慮しても高額すぎる。単純に考えれば、久留米市から直接他業者へ委託すれば、当該管理業務に要する経費は約半分ですむ。 以上のとおり、現状では同管理業務を同財団に受託させる必要性が認められるとはいえない。難く、久留米市から直接他業者等へ入札等によって受託させることが強く望まれる。</p> | 意見 | <p>平成28年度より久留米市から直接他業者へ委託するよう見直しを行ないました。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|--------------|--|----|---|------|
| 145 | 農政部 | みどりの里づくり推進機構 | 第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3)評価(指摘ないし意見) II. 意見 ②久留米森林つつじ公園管理業務の再委託について 【意見②】 また、当該受託料は、同財団の決算報告上、受託事業収入として計上されず、雑収入として計上されているため、決算報告上、久留米市からの受託料として把握できず不適切であるから、受託事業収入として計上すべきである。 | 意見 | 当該業務については、平成28年度より久留米市から直接他業者へ委託するよう見直しを行ないましたので、今後決算に当該受託料は計上されませんが、同様の受託事業が生じた場合は、受託事業収入として計上いたします。 | 措置済 |
| 147 | 農政部 | みどりの里づくり推進機構 | 第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3)評価(指摘ないし意見) II. 意見 ③事業全体について 【意見③】 同財団が実施している事業は、補助事業としての久留米市世界つつじセンターに関する事業(この一環として受託している久留米市世界のつばき館管理業務を含む)、指定管理事業としての久留米ふれあい公園事業及び道の駅くるめ事業であるところ、意見①でも若干触れたが、それぞれの事業内容がかなり異なっており、同一法人によってこれら複数の異なる施設を運営管理することによるデメリットは感じざるを得ない。 今後は、同財団をしてこれらの事業を行わせることの意義がより積極的に示されることが望まれるし、収益性の極めて低い事業と収益性の高い事業の双方を担うのであれば、収益事業から他の事業への繰り入れを積極的にを行い、補助金や受託料を削減し、市財政の減縮に貢献することが望まれる。 | 意見 | 一般財団法人 みどりの里づくり推進機構の運営方針を見直し、収益部門から他の事業部門への繰り入れ等についての可否について検討を行います。 | 検討中 |
| 147 | 農政部 | みどりの里づくり推進機構 | 第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3)評価(指摘ないし意見) II. 意見 ④理事会について 【意見④】 議事録を見る限り、理事会においてほとんど議論がなされておらず、業務執行の意思決定機関としての機能が十分に果たされていないのではないかとも思われる。 同財団には、これまで述べたとおり、事業そのものの今後の方向性や再委託の適切性など検討すべき課題があるのであり、十分に議論がなされることが望まれる。 | 意見 | ご意見を受け、理事会での会議の活性化を図り、各委員より多くの意見を頂くようになりました。今後も意思決定機関として十分な議論がなされるような理事会の運営に努めてまいります。 | 措置済 |
| 156 | 商工観光労働部 | 商工政策課 | 第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1)指摘事項 ①当法人は平成25年4月1日より公益法人へ移行し、公益法人会計基準に準拠して財務諸表及び付属明細書並びに財産目録が作成されている。しかし、付属明細書や注記の不足等があるほか、会計処理や表示においても、妥当でないもの等が散見された。これらの問題は、財務諸表等の作成基盤の不整備と、財務諸表等に対する監査機能が働いていないことからきている。適正な財務諸表等の作成体制を整え、実効性のある監査が行われるよう改善を求める。 | 指摘 | ご指摘の件につきましては、公益財団法人久留米地域地場産業振興センターの内部監査の際、指摘事項を監事にお伝えいたしました。また、平成27年度決算書からご指摘のとおり改めました。 | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-------|---|----|--|------------|
| 156 | 商工観光労働部 | 商工政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ② 固定資産の実査を行った結果、以下の問題が判明した。問題はいずれも固定資産台帳で「器具及び備品」に計上されていたものである。</p> <p>a. 実在性の問題：固定資産台帳には計上されているものの、既に破棄されていたものが1点、所在不明のものが3点あった。</p> <p>b. 網羅性の問題：台帳上の数より実際の数のほうが多いものが2点あった。</p> <p>c. 権利帰属の問題：資産にラベル等がなく、どれが台帳上のどの資産なのかを客観的に判断することが困難である。</p> <p>また、故障したり、新規に買い替えたりしたため、現在使用していないにもかかわらず何年も放置されたままのものが数点あった。</p> <p>いずれも現在の帳簿価額は1円程度の残存価格であり、財務諸表に与える金額的影響は少ない。しかし放置したままでは将来の処理費用を増加させる可能性もあるため適時適切な処分が望まれる。</p> <p>さらに、会議室や展示場等の椅子や机等、一個の価格が少額であるものについて、まとめて固定資産に計上されているもの、されていないものがあり、固定資産の計上基準に一貫性がみられなかった。これらの物品は部屋ごとの数や所在を明らかにし、法人の資産であることが分かるようラベル等で区別する等の物品としての管理が望まれる。</p> <p>以上の問題は、いずれも長年固定資産の実査を行ってこなかったことによるものである。少なくとも年に一度の固定資産の実査を行い、現在どのような資産がどのような状態にあるのかを把握するよう、改善が求められる。</p> | 指摘 | <p>ご指摘いただきました固定資産の件につきましては、既に破棄していたものや存在しない備品について、平成27年度決算の際に除却処分するなど、台帳と残存備品の精査を実施いたしました。</p> <p>また、今後購入する備品等につきましては、ラベルを付し、現物確認が容易にできるよう改善いたします。</p> | 措置済 |
| 158 | 商工観光労働部 | 商工政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ③ 互助会への貸付金について 互助会においては法人に対して年度ごとに会計報告を行い、運用益を毎年法人に還元するよう改善して欲しい。また、法人はこれに対する監査等を行うなどして、法人の資産である長期貸付金の適切な管理に努めて欲しい。</p> | 指摘 | <p>運用益については、現時点では、法人に還元するようにはしていないため、今年度末までには、整理を行い、還元するよう改善してまいります。</p> <p>互助会への長期貸付金については、公益財団法人久留米地域地場産業振興センターの平成27年度決算書内部監査の際に、併せて監査を行いました。</p> | 今後の措置方針を決定 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-------|--|----|---|------|
| 158 | 商工観光労働部 | 商工政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ④ 競輪場の正源氏プラザ サイクルコミュニティセンターの問題 地域住民への施設の貸付け業務は、建設当初のサイクルコミセン運営方針に基づいて制定された、地域サイクルコミュニティセンター管理運営要綱(以下「運営要綱」)に沿って行われている。この運営要綱によれば、地域住民に貸付けられる施設は、二階の多目的ホール、研修室及び会議室である。 そしてこの地域住民への施設の貸付けは、市営競輪開催に支障のない範囲で行われることとされている。そのため、運営要綱の施設の休館日として、次のような記述が設けられている。 「施設の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。 ① 久留米競輪場を使用して競輪が開催される日(以下「開催日」という。)の前日、開催日及び開催日の翌日。② 12月28日から1月3日までの日 ③ 8月13日から8月16日までの日」 ここで施設の休館日の①に開催日とその前後という記載があるが、今回の監査で「久留米競輪場を使用して競輪が開催される日」の定義の認識が、地場産くめと競輪事業課の間で異なっていたことが判明した。 地場産くめで認識していた開催日は、久留米競輪場で車券が発売される日の全てをさしていた。そのため、競技場の走路で選手が実際に競技を行う日はもちろん、他の競輪場の車券を久留米競輪場で発売する日(以下「場外車券発売日」)も含まれていた。 これに対し、競輪事業課が想定していたのは、久留米競輪場で実際に競技が行われる日のみが開催日であって、場外車券発売日は開催日ではない、というものである。 この認識の違いは、サイクルコミセンの開設当初からのようである。 そして、実際に地域住民への施設の貸付け業務を行う地場産くめの側で、場外車券発売日も「開催日」として休館日と認識したため、久留米競輪場での場外車券発売日が増加するにつれて、自然と地場産くめの認識する地域住民へ貸付け可能な日が減少していったのである。 地場産くめが場外車券発売日も「開催日」に含めていたため、貸付可能日が減少し、申し込みがあっても断ることが多くなった。それで次第に申し込む者も無くなり、前述の表のようにここ数年は、地場産くめを通じての貸付けが行われなくなってしまったのである。</p> | 指摘 | <p>ご指摘の件につきましては、競輪事業課の認識に合わせた考え方に平成28年度より改めました。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-------|--|----|--|------|
| 162 | 商工観光労働部 | 商工政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ④ 競輪場の正源氏プラザ サイクルコミュニティセンターの問題 会議室、研修室は、現在はもっぱら地域の自治会にのみ貸付けされており、しかもこの自治会への貸付けは、競輪事業課が直接行っているということである。会議室、研修室の地域住民への貸付けは、本来地場産くめへの行う事業である。しかしいつからか自治会の方が競輪事業課に直接貸付けを依頼するようになり、自然と競輪事業課が受け付けるようになってきたようである。そしてこの場合、競輪事業課が直接貸付け業務を行うため、貸付け可能日は地場産くめの考える日数より多い。 そのため、本来この事業を担っているはずの地場産くめに申し込んだ者には、少ない日数しか提示されず、一方競輪事業課に申し込んだ者にはそれより多い日数が提示されるとい、借り手側に事実上の不公平が生じていた。 そして現在そのような形で競輪事業課が、自治会へ貸付けていることを、地場産くめは把握していなかった。 なぜこの問題が今まで認識されてこなかったのか。まずは当初の話し合いの中で市と地場産くめとの間で十分な情報伝達が行われなかったことと、それが相手に正確に伝わっているかの確認を行わなかったことが指摘できるであろう。さらには、サイクルコミセンの運営費負担金の申請のため、毎年地場産くめが競輪事業課へ送っていた実績報告書の内容が、適正に検証されていなかったことが問題であろう。 報告書を受け取った側が報告内容をきちんと確認していれば、地場産くめが認識していた地域住民への貸付可能日が、競輪事業課の想定するそれよりずっと少ないことが分かったはずである。</p> | 指摘 | 平成29年3月31日をもって、当該建物の所有を、地場産くめから市(競輪事業課)への移行手続きが完了しており、「貸付け業務」についても窓口が1本化し、解消されております。 | 措置済 |
| 164 | 商工観光労働部 | 商工政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1) 指摘事項 d. サイクルコミセンをめぐる地場産くめと久留米市の契約関係 サイクルコミセンの建物が建っている土地は久留米市所有の土地である。 地場産くめは久留米市と当該土地の使用貸借契約を結び、建物を建設、所有するに至っている。 さらに地場産くめが建てた建物は、やはり使用貸借契約により地場産くめから久留米市へと無償で貸付けられている。そして契約により、建物に関する修繕、維持、保存等の費用は久留米市の負担となっている。 つまり土地の所有者は久留米市、建物所有者は地場産くめであるが、両者間で互いにそれぞれの所有不動産を相手に無償で貸しているという関係にある。しかし実質的に両不動産を占有しているのは、競輪事業を行っている久留米市の競輪事業課である。 そして、建物に関しては、建物の使用貸借契約と平行して、建物一階のテナント部分について、入居者の食堂側との賃貸借契約が存在する。 ところで一階食堂に対するテナントの賃貸借業務は、地場産くめが担う地域住民への施設貸付け業務とは異なる。しかし契約書上、食堂との賃貸借契約は、地場産くめと入居する食堂側とで直接行われている。 先に記したように、サイクルコミセンの建物は、地場産くめから一括して久留米市へと貸付けられているはずである。また、当該建物使用貸借契約書には、地場産くめが久留米市に貸付ける建物の使用について、何ら条件や制約は課せられていない。にもかかわらずテナント部分のみが建物所有者である地場産くめから直接食堂へ賃貸されているのは、同一物件について、久留米市と食堂とに、所有者から直接二重の貸借が行われていることになる。 食堂の入居者の許可は建物借主である久留米市が行っているため、この貸借で実際のところ何ら問題は生じないのである。しかし、一般には考えにくい契約関係がここでは生じている。</p> | 指摘 | ご指摘の件につきましては、平成29年3月31日をもって、当該建物の所有を、地場産くめから市(競輪事業課)への移行手続きが完了しており、改められております。 | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-------|---|----|--|----------|
| 165 | 商工観光労働部 | 商工政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1) 指摘事項 e. 地場産くるめにおけるサイクルコミセン運営の問題と今後の課題 市との不動産の契約関係、テナント入居者との契約関係等が複雑になっており、法的に安定した状態にあるといえるのか疑問である。また、当該建物は登記されておらず、不動産登記法に違反した状態である。一人法が建物を建設し、所有するに至った時に、建物登記をせずに放置するのは、通常感覚からすれば不自然であり、なぜ登記されなかったか疑問である。</p> <p>また、地場産くるめは当該建物を所有することで、負担金や家賃収入を得るという恩恵を受けているが、建物所有者でありながら、久留米市との使用貸借契約書において、建物の修理義務を負担せず、維持、保全等の費用はすべて久留米市の負担とされている。その一方で、依然として建物所有者としてのリスクは負っていると思われる(地場産くるめにより建物損害保険がかけられている)。</p> <p>そして久留米市と地場産くるめとのサイクルコミセンをめぐる関係が複雑になっていることから、将来この建物で何らかの事故や災害が起きたときの責任の所在が曖昧になるのではないかと懸念は拭えない。地場産くるめの立場から考慮すれば、サイクルコミセンはそれを作りたいという市の目的のために建てられたものであって、地場産くるめは市の目的のための施設の受け皿になつたにすぎないであろう。その所有を今後も続けるとすれば、それは市からの負担金や食堂の家賃収入というメリットがあるからと言える。しかし今後もそのような形で市からの負担金を受け続けるのは妥当であろうか。また、サイクルコミセンの所有が地場産くるめの中で有名無実と化しているのは、登記を行わなかったことからもうかがえる。設立当初からすでに久留米市の中においても、市長である理事長の中でも、久留米市の施設として認識されてきたために、地場産くるめ内で登記も放置され、現場の競輪事業課内では運営要綱が次第におろそかにされるという事態に至った事が納得できる(*不動産登記法の附則によって、地方公共団体所有の建物についての表示に関する登記の申請義務については免除されるという取扱になっている)。</p> <p>以上のことから、サイクルコミセンは、事実上久留米市のものとして扱われており、今後も地場産くるめの所有のままとする意義に乏しい。</p> <p>よってサイクルコミセンについては、その建物を形式上も久留米市の所有に帰し、地場産くるめに対しては、本来の事業目的に則した意義のある支援を行うよう求めるものである。</p> | 指摘 | <p>ご指摘の件につきましては、平成29年3月31日をもって、当該建物の所有を、地場産くるめから市(競輪事業課)への移行手続きが完了しており、改められております。</p> | 措置済 |
| 165 | 商工観光労働部 | 商工政策課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (2) 意見 地場産くるめは、現在収益事業たる貸し館事業と市からの補助金により、おおむね収支のバランスを保っている。これが、今後建物の老朽化で収益事業の収入が減額していけば、その分今以上に補助金に頼らざるを得ない状況となるであろう。その上、数十年後に建物の耐用年数が到来すれば、建物建て替えの問題が浮上してくる。そのときに、果たして現在の場所に同様の施設を建て替えるのか、それとも現在の収益事業である貸し館事業は終了し、公益事業を別の場所へと移すのか、もしくは地場産くるめを解散し、その機能を久留米市へと移すのか。</p> <p>これらの問題は地場産くるめの存続にかかわることのみならず、久留米地域の産業、文化の存続と発展に関わることであるから、先延ばしせずに法人の今後の方針をしっかりと考えて欲しい。</p> | 意見 | <p>建物の老朽化に対しましては、減価償却積立預金を行い、計画的に設備改修等を行うなどの対応をしているところでございます。</p> <p>しかしながら、ご意見のように、当該建物の耐用年数が到来した際、建て替えるか、事業を見直すのか、などといったことにつきましては、地場産くるめの設置目的を踏まえ、また当該時期における地場産くるめの経営・財務状況、要員等も勘案した考え方の整理が必要であると考えております。</p> | 意見に対する見解 |
| 183 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ①意思決定ルールの運用について a. 平成26年4月30日の取引であるアンチウィルスソフト(117,223円)の購入について決裁書が確認できなかった。その理由は、新規購入の際に決裁をとっており、年度更新であったため、決裁を受けなかったとのことであった。事務処理規程に照らせば、年度更新であっても決裁を受けるべきであったと思われる。今後は注意されたい。</p> | 指摘 | <p>ご指摘のとおり、平成28年度から同事案において決裁を受けております。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-----|---|----|--|----------|
| 183 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ①意思決定ルールの運用について b. チラシ等の新聞折り込みについて、年間5,075 千円の委託費を支出しているが、当該取引先との間に契約書が交わされていない。契約時に部数を確定できないため、年間総額での契約は難しいが、少なくとも単価契約は締結できるはずである。未然にトラブルを防止するためにも、今後は契約書をもって契約を締結すべきである。</p> | 指摘 | ご指摘のとおり、当該案件については平成28年度から契約書をもって契約を締結しております。 | 措置済 |
| 184 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (1)指摘事項 ②小口現金の残高等の確認について 小口現金について実査を行い、残高が適正であることは確認した。現在、小口現金の業務フローは、支出者が支出負担行為を行い、記帳担当者が記帳し、残高については日々当該担当者が確認をしている状況である。現金は会計上、内部統制上いずれにおいても重要な項目であり、その残高確認を一人の担当者に任せておくことは望ましいことはいえない。残高及び現金の動きについて、日々責任者等の承認等を受けるべきである。</p> | 指摘 | ご指摘のとおり、平成27年12月から担当者が小口現金出納帳に記載し、現金確認後、日々出納責任者である事務局長の承認を受けるようにしています。 | 措置済 |
| 184 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ①当法人の代表が非常勤であることについて 思うに法人等の代表が行うべき役割は、法人等の財政状態や経営成績について常に正確に把握し、その状況に応じた的確な対応を適時に行うことである。だとすれば、少なくとも会長は常勤者を配置することが望ましいといえる。</p> | 意見 | この件については、他の外郭団体との関連もあり、必要に応じて久留米市及び他の団体と協議のうえ対応していきます。 | 意見に対する見解 |
| 184 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ②予算と実績に乖離があることについて 予算と実績の乖離が3,000 千円超の収益、費用を抽出している。 予算と実績について大きな乖離がみられる理由は、県の委託事業において委託を受けることができるかどうか不安定な要素があり、委託を受ける前提で予算を作成していることにある。ただ不安定要素があるとはいえ、3年連続で大きく予算と実績が乖離している現状は問題といえる。予算は事業を運営していくうえで重要な資料である。精緻な予算作成が望まれる。</p> | 意見 | 平成28年度の予算については、実績に基づいた予算編成を行っており、より精度の高い予算作成に努めております。 | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---------|-----|---|----------|---|------------|-------|-------------|-------|-----------|----|--------------|-------|------------|-------|----|--|------------|
| 185 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ③委託費について 広告チラシの折り込みのための支出額が年間5,075 千円あり、金額的にも戦略的にも非常に重要な支出といえるが、当該支出について客観的なデータの集計、分析を行っていない。通常、広告については受講者に受講希望のきっかけとなった広告媒体についてアンケート等を取り、どの広告媒体が最も効果があるか把握している企業が多いと思われる。そのアンケート等の結果を踏まえて、効果がある広告については継続し、効果がない広告については、改善や廃止を行うものであろう。経営改善のためには、大きな支出を見直していくことも必要である。経営上の意思決定のための判断材料になるデータをとっておくことは非常に重要であるため、ぜひご検討いただきたい。</p> | 意見 | <p>平成28年9月以降、順次受講者にアンケートを取り、受講のきっかけや満足度等の調査を行っています。その後の集計・分析を踏まえて、平成29年度以降の広告媒体の決定や講座の充実につなげていきたいと考えており、アンケート調査は今後も随時行っていく予定です。</p> | 措置済 | | | | | | | | | | | | |
| 185 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ④設備改良積立金の積立について 平成27 年3 月31 日現在において、設備改良積立金として77,673 千円が計上されている。下表は当該積立金における取崩計画である。 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画している工事</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全館ブラインド改修</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>②新館空調設備改修工事</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>③照明LED化未定</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>④駐車場アスファルト工事</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>⑤受配電設備改修工事</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>計画上では、20,000 千円分(未定分を除く)しか確認できず、ヒアリングで計画に記載している工事以外で防水工事(10,000 千円)等があるとの説明を受けた。外郭団体の積立は、活用する前提があつてなされるはずである。77,673 千円の当該積立金の正当性を主張するならば、さらに精緻な設備計画を作成する必要があると思われる。</p> | 計画している工事 | 金額 | ①全館ブラインド改修 | 3,000 | ②新館空調設備改修工事 | 7,000 | ③照明LED化未定 | 未定 | ④駐車場アスファルト工事 | 7,000 | ⑤受配電設備改修工事 | 3,000 | 意見 | <p>施設の設定から35年以上経過し老朽化しているため、今後も施設の維持管理には多額の費用が必要になると見込んでおります。積立金取崩計画は久留米市都市建設部の調査・助言等も踏まえながら、平成29年度中に作成する予定です。</p> | 今後の措置方針を決定 |
| 計画している工事 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①全館ブラインド改修 | 3,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②新館空調設備改修工事 | 7,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③照明LED化未定 | 未定 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④駐車場アスファルト工事 | 7,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤受配電設備改修工事 | 3,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-----|--|----|--|----------|
| 186 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ⑤存在意義、組織の継続性等について まず、この中長期事業計画書を実現可能な計画として数値化し、予算と実績の差異について随時分析を行うことを提案したい。この中長期計画事業書には、文書のみでの計画書となっており、数値目標が示されていないため、数値的な目標設定が必要と思われる。数値的な目標は、多額の予算と実績の差異が出た場合にその原因を追及することで、今後の経営課題について有効な議論ができる重要な材料となり得るため、中長期計画書の数値化はぜひ実行していただきたいと考えている。 次に、予算の精緻化についての要望もここで改めてあげておく。当法人担当者に今後の計画についてヒアリングしたところ、平成28年度より事業収益等を実績ベースで計算した予算を作成しており、その予算上、財政調整引当資産を取り崩さない計画とのことであった。精緻な予算であればこそ実績との差異分析にも大きな意味がある。当該予算が精緻なものであるよう期待したい。 最後に、市の外郭団体としての当法人のあり方についての要望をあげる。今後自主訓練等について補助金の増額が見込めないことについて当法人関係者は十分に理解されている。いかに外郭団体として存在意義があっても、市の補助金に大きく依存した経営構造では、その存続について議論されてもやむを得ない。中長期事業計画書にもあったが、補助金対象ではなく、民間企業では受託が難しい自主事業等の充実を図り、当法人の自立化を可能なかぎり図っていただきたい。当法人の自主事業に必要な財源を確保し、その上で市の行政解決の一翼を担っていければ、市の外郭団体としてさらにその存在意義が大きくなるものと思われる。</p> | 意見 | <p>経営計画の目標達成のためには、進捗状況を見直し、必要に応じ修正することが必要であると認識しています。現状把握と今後の課題の分析を行うためにも、中長期計画の数値化については積極的に検討していきたいと考えております。</p> <p>予算に関してはNo73で述べたとおり、平成28年度の予算より実績に基づいた予算編成を行っており、今後もより精度の高い予算作成に努めてまいります。</p> <p>また、安定的な事業推進のための経営基盤の確立を図るため、より一層の経費削減に努めるとともに、収益確保のための企業団体からの受託事業や魅力ある訓練の実施、貸室の利用促進等に取り組んでいきたいと考えております。</p> | 意見に対する見解 |
| 198 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 10.公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 2 監査の結果 (2)意見 ①加入促進への課題 ア. 会員獲得に偏りがいないか。 福岡県では、久留米広域と福岡市だけに勤労福祉のための公益法人が存在している。久留米が広域なのは、平成15年に2市5町にエリアが拡大したことに端を発して、現在は7市3町のエリアを事業区域としているためである。ただし、自治体からの補助金は一旦久留米市に集中した後、当社団に補助金として振り込まれ運用されている。今後は柳川市、大牟田市をいづれ取り込みたい方針である。そこで注目したいのはここ数年事業所が減少する中で、広域という傘の下で会員増大に偏りがいないだろうかということである。業種別会員状況では、社会福祉・医療業だけで130事業所余りで4700人を超え全体の4割を超えている(会員入会状況表参照)。 1.(12)会員の定義及び推移での退会理由から、事業所閉鎖などの理由が全体の49%で圧倒的に多いが、その他はある意味当法人の事業を利用するインセンティブが低いからといえる。 例えばゴルフに関しての優待がなくなったら、それに伴い辞めた人が多い。また、総会への参加権のない2号会員へのインセンティブはより低くなっているから幅広く会員への福利厚生充実への配慮ももっと検討すべきではないだろうか。</p> | 意見 | <p>会員に対して、どのようなサービスを提供するかについて、価値観が多様化するなかで、すべての会員を満足させることは大変難しい課題です。その中で、幅広く会員利用できる事業として、うどんやスイーツなど地元の人気店で割引を受けられる各種フェアの充実を図り、会員からの好評を得ています。その他スポーツ観戦については、平成28年度から新たにサッカーJ1のサガン鳥栖や、筑後市に新しいスタジアムが出来たこともあり、ウエスタンリーグのソフトバンクホークスのチケットの取扱いを始めなど、幅広く会員が利用できるように、福利厚生事業の充実を図っています。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-----|--|----|---|----------|
| 199 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 10.公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 2 監査の結果 (2)意見 ①加入促進への課題 イ. より柔軟な会員加入促進ができないか 現状では、 ・年間借り上げ保養施設をK-net で借りる。 ・各地の宿泊施設は現地のK-net 加入のサービスセンターに交渉してもらい、K-net みんなで使う。 ・K-net として契約した施設の中から選んで会員に提供するか決める。 ・施設から卸価格で出してもらって、その卸価格を会員に負担してもらう。 ・会員以外の人が使っていないかを確認する。 ・当法人はホークス年間シートを購入している。30 席程度なのでクライマックスや日本シリーズなどのプレミア券も優先的に購入が可能である。 ・うどんフェアなどの各種イベントを行っている。 したがって、K-net のスケールメリットを活かして、さらなる共同事業を行い、魅力あるサービスを提供し、会員への加入促進につなげる必要がある。 久留米広域勤労者福祉サービスセンターと久留米観光コンベンション国際交流協会との連携を図り、つつじマーチの会員への割引、久留米シティプラザが出来れば、久留米観光コンベンション国際交流協会との連携も考えられたい。例えば、久留米観光コンベンション国際交流協会と組んでうどんフェアとかの際にPR するなどすると加入促進が図れるのではないかと推察する。企画毎の収支とか、利用割合とかチケットの管理するのはもちろん大事であるが特にうどんフェア等は地場企業と連携して会員を優先するなど様々な趣向を検討することも可能ではないだろうか。 さらには、商工会議所との情報交換や筑後と八女の雇用問題促進協議会と連携し加入促進を深耕することも必要ではないか。</p> | 意見 | <p>会員の加入促進をするためには、魅力ある事業の実施と当センターの認知度を上げる必要があると考えております。 今年度は、当センターの会員募集のチラシを作成し、エリア内の各市町での配布、各商工会議所・商工会などの関係機関の広報誌に折り込むなど、当センターの周知と会員の加入促進に努めております。 また、久留米観光コンベンション国際交流協会などと連携しながら事業を行い、雇用問題促進協議会などが実施するセミナーに会員募集のチラシを配布してもらうなど、加入促進を図っているところであります。</p> | 意見に対する見解 |
| 199 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 10.公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 2 監査の結果 (2)意見 ①加入促進への課題 ウ. より積極的な広報方法が必要ではないか。 現在では、 ・久留米市で商工ニュースを出しているのでもそこに掲載してもらおう。 ・現在の会員からの紹介を期待して、センターのチラシを現在の会員に配っている。 ・口コミが中心となっている。紹介してもらったら入会者1 名につき1000 円(上限あり)の報酬を支給することによって紹介を促進している。 ・2 ヶ月に1 回ニュースを発行している。パンやうどんなどのフェアを始めた。 ・(一社)福岡県中小企業家同友会と覚書を締結し、加入促進活動を協力して行っている。 このような情報発信だけでは事業内容が十分周知されていないのではないだろうか。利用者間に格差が生じていないだろうか。 ガイドブックもHP に掲載されているが、判読するのに煩雑ではたして会員が利用しやすく作成されているだろうか。例えば、給付制度に関しては、弔時慶時で明確に判断できるので比較利用しやすいが、クーポンなどの割引制度を活用するとき会員であることのメリットがより大きいものはどんな時があるかは魅力的な場所などは相談なくして判断できないのではないかと思われる。また、会員などからのHP についての効果測定がされていないし、会員からのよかった悪かったなどの意見などのフィードバックなどもなされていない。</p> | 意見 | <p>会員がサービスを利用する際に、サービスの内容が判断しやすいうちに、ガイドブック、ニュースの作成に注意し、さらにより魅力的なサービスの提供を心掛けております。 また、HPについても、共同で運用しているK-netと協力し、会員が利用しやすいように、情報の更新、改善を行っております。 さらに、「お年玉クイズ」などでKSCへのご意見・ご感想を記入していただき、会員からの声を吸い上げるように努めております。今後とも会員への積極的な広報に努めてまいります。</p> | 意見に対する見解 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-----|--|----|---|----------|
| 200 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 10.公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 2 監査の結果 (2)意見 ②当法人の存在意義についての検証 設立趣旨からして、勤労者に対する福利厚生等の各種事業を実施するとある。ところで厚生労働省が毎年実施している「就労条件等総合調査」や日本経団連の実施している「福利厚生費調査」を参照すると、事業者と勤労者とのニーズの乖離が見られる(次頁参照:近年の福利厚生者の現状と今後の方向性での重点分野の乖離 西久保浩二山梨大学教授著)。そこでそのギャップを埋めるのが当勤労者福祉サービスセンターではないだろうか。なぜなら、大企業ですら福利厚生を総合型アウトソーシングとして従業員選択型のカフェテリアプランを採用しているにもかかわらず、中小零細企業では当然そのような余力はないからである。 当法人へのヒアリングでは、民間企業も同種事業を行っているが、民間企業は大企業向けかつ収益性のみ考慮されているのに対し、当法人ではきめ細やかさ、小回りで優位性があるということであった。しかし、家計での負担感の大きい「住宅」や高齢社会を迎えて社会保障への不安が高まる中で「生活保障(医療、年金、介護)」への関心は高まるばかりであるのに、当センターでは、将来補助金なしで運営されるという計画があるのであるなら、この労使ギャップを埋める対応こそが、会員にとってより魅力的なものにし、ひいては地域経済に貢献するものといえるのではないだろうか。</p> | 意見 | <p>福利厚生に対するニーズを把握することは、非常に重要であると考えています。その中で、「住宅」や「生活保障」に直接的に当センターがサービスを行うことは難しいですが、住宅メーカーとの特別割引契約や保険会社との保険の団体割引契約等のサービスを充実させ、会員に対するサービスをより魅力的なものにしていきたいと考えています。</p> | 意見に対する見解 |
| 213 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 11.公益社団法人 久留米市シルバー人材センター 3 監査の結果 (1)指摘事項 ① 図12の正味財産増減計算書内訳表から分かるように、平成26年度においては公益目的事業会計の当期経常増減額が8千円の黒字になっており、法律で定める収支相償の要件を充たしていなかった。久留米市等から多額の補助金や受託事業収益を受け、税制上の優遇を受ける公益社団法人である以上、法律が求める財務3基準等の遵守を徹底していく必要があると考える。</p> | 指摘 | <p>平成26年度当期経常増減額8千円の黒字については、県への事業報告[別表A(1)]にて、平成27年度に就業拡大のため作製するチラシに充当する旨の報告を行いました。しかし、今後は公益法人として法令順守を行い、収支相償の徹底を行いません。</p> | 措置済 |
| 213 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 11.公益社団法人 久留米市シルバー人材センター 3 監査の結果 (2)意見 ① 消費税の申告書を平成24年度から平成26年度までの3事業年度分確認した結果、毎事業年度、更正の請求による還付や修正申告による追加納付が生じていた。 その原因は、単純な計算誤りや転記誤りだけではなく、消費税の課税区分の誤りや適用する税率の誤りもあった。これらの誤りをなくすためには、消費税法に関する深い知識が必要になってくる。今後消費税率が10%になり、軽減税率が適用されることになると、今以上に複雑な処理が必要になると予想される。経理的基礎が確立している事を要請される公益社団法人である以上、会計事務所と顧問契約を結び経理指導を受ける事を検討してみてもどうかと考える。</p> | 意見 | <p>公認会計士と顧問契約を行っている福岡県シルバー人材センター連合会より、会計処理の指導・助言を受けており、定期的に連合監査指導も行われています。また、会計研修会等も定期的に行われているため、職員のスキルアップを図ると同時に、連合会の助言指導による対応を行います。</p> | 意見に対する見解 |
| 213 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 11.公益社団法人 久留米市シルバー人材センター 3 監査の結果 (2)意見 ② シルバー人材センターは、本部の土地と建物、西部出張所の建物、及び東部出張所の建物につき久留米市と使用貸借契約を締結し、無償で借り受けている。無償となる根拠は、久留米市の条例の規定によるものである。したがって、使用の実態は計算書類に反映されていない。通常であればこれらの不動産の賃借料を支払う必要があるため、仮にその分の受取補助金が増額されたとしても「賃貸借契約」に切り替え、支払賃借料を計上する事で計算書類に不動産使用の実態を反映させる事を検討してみてもどうかと考える。そのようにする事によって、久留米市がいくらの財政支出を行っているかをより正確に把握する事が可能となる。</p> | 意見 | <p>毎年久留米市と行政財産使用許可申請書を提出し、使用貸借契約書を取り交わしており、久留米市の条例規程に基づき無償貸与となっております。このため計算書類には計上しておらず、今後も今まで通りの処理を行います。なお、民間からの賃貸借分については計上を行っています。</p> | 意見に対する見解 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|---------|-----|---|----|---|------|
| 214 | 商工観光労働部 | 労政課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>11.公益社団法人 久留米市シルバー人材センター</p> <p>3 監査の結果</p> <p>(2) 意見</p> <p>③ 年会費3,000 円が未納になっている会員が平成26 年度も82 名存在していた。全会員数1,269 名の6%であり、ほとんどの会員が会費を支払っているが、経済的理由ではなく意図的に会費を支払わない会員も一定数存在しているとの事である。</p> <p>これらの未納者をそのままにしておく事は、きちんと会費を払っている会員対し不公平な取扱いをしている事になる。よってシルバー人材センターでは、年会費の未納者に対し期限を決めて催告手続きを行い、それでも年会費を支払わない場合は、強制的に退会手続きをとっている。</p> <p>会費の未納者が毎年発生してしまう現状を鑑み、会費の徴収率を上げる施策を講じる事を検討してみてはどうかと考える。</p> | 意見 | <p>会費未納者の対策として、ご指摘後すぐに未就業者リストを作成し、請負・派遣の就業紹介を行う等、業務と連携しながら未就業者減に取り組み、会費未納者減を図っています。</p> | 措置済 |
| 220 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>① 財務諸表の注記に誤りがある。</p> <p>・重要な会計方針の引当金の計上基準のうち退職給付引当金について「退職給付引当金は、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。」と記載されているが、実際は期末退職給与の自己都合要支給額から中小企業退職金共済給付額を控除した額を計上している。会計上は法人が実際に行っている処理方法のほうが合理的な方法であるため計上額に問題はないが、会計方針は会社が採用した会計処理の方法で損益が異なってくるため、読者にどのような方法を採用しているかを表明するために重要なものについて記載が要求されているものであり実態に合った正しい記載に改めるべきである。</p> | 指摘 | <p>ご指摘のとおり、平成27年度決算書から注記を実態に合った正しい記載に改めました。</p> | 措置済 |
| 220 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>① 財務諸表の注記に誤りがある。</p> <p>・収支計算書に対する注記が記載されているが、経理規程の第2条には公園管理センターの会計基準は、原則として公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)によるものとされている。いわゆる20年基準で財務諸表とされているのは、貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書である。キャッシュ・フロー計算書は規模の大きな法人のみ作成が義務付けられるものであり、当法人は貸借対照表と正味財産増減計算書が財務諸表であるため財務諸表の注記には収支計算書に対する注記は必要ないので削除すべきである。</p> | 指摘 | <p>ご指摘のとおり、平成27年度決算書から収支計算書に対する注記を削除しました。</p> | 措置済 |
| 220 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>② 給与規程施行規則が改訂されていない。</p> <p>給与手当のうち住居手当が減額されているが、給与施行規則が改訂されないままになっている。改訂すべきである。</p> | 指摘 | <p>ご指摘のとおり、給与施行規則を平成27年度に改訂しました。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|----|---|----|---|-------|
| 220 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ③ 固定資産の現物管理が適切に行われていない。 当法人は機械装置、車両運搬具、器具備品といった動産を多数所有しており金額的にも多額である。固定資産台帳は整備されているが、個々の固定資産に固定資産No.のシールが貼られておらず、定期的に現物照合の手続きが実施されていない。 実在しない資産が計上されていないか、使用していない資産が放置されていないかを確認するために定期的に固定資産台帳と現物の照合を行うべきである。</p> | 指摘 | <p>鳥類センター及び城島ゴルフ場は平成28年3月に、長門石事務所は平成28年9月に、現物と固定資産台帳との照合・固定資産No.シールの貼付を行い、対応しております。また、今後は、毎年度末に現物照合を行うことしております。</p> | 措置済 |
| 220 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (2) 意見 ① ゴルフ事業の財務体質を強化すべきである。 ゴルフ事業は全国的なゴルフ人口の減少傾向から長門石ゴルフ場、城島ゴルフ場とも利用者数は減少傾向にある。全国的な趨勢から見れば検討している部類に入ると思われるが、今後の収益の伸びはあまり期待できないと思われる。ゴルフ場が集客力を落とさずに運営していくためには、コースの補修と改良が必要である。また、河川敷ゴルフ場という性格のため洪水などの災害があると復旧の費用が多額に上ることが考えられる。平成26年度の貸借対照表に計上している設備改良引当資産は31百万円が計上されているが充分とは言えない。公益事業の赤字をカバーしながら設備の補修と改良に備えた原資を確保する経営努力が必要である。</p> | 意見 | <p>現在、第2期中期事業計画に基づき、事業を推進しており、設備改良引当預金確保のため、増収対策としてゴルフ場PR強化及び勤務時間見直しによる受付人件費抑制に努めています。また、大規模改修については、現場状況を適宜把握し、初期対応を行うことで費用を縮減・抑制しています。</p> | 措置済 |
| 221 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (2) 意見 ② 久留米市の公園及び緑地管理の一元化を検討すべき。 指定管理者として維持管理を行っている公園300箇所以外に、公園施設等管理事業、緑化普及啓発事業として個別に業務委託契約を結んでいるものが平成26年度で以下のようにある。 個別の業務委託は公園と公共施設に隣接している緑地を主管する部局が業務委託契約の契約事務を行っている。市の一部の部局には造園職などの専門職が配置されているが、他の部局においては必ずしも専門的な知識を有する者が配属されている訳ではなく、維持管理レベルが統一されていない状況である。また、このことは契約事務の効率性の低下にもつながっていると思われる。 公共施設の管理は担当部局毎に行われているが、公園及び公共施設の緑地管理に関しては一元管理する部門を設け専門職を配し設計・発注・検証・見直しまでのPDCAサイクルを実施することで市民サービスの向上が図られ、事務の非効率性の解消が図られると考える。</p> | 意見 | <p>都市公園管理センターは、都市公園の指定管理者であり、公園管理の統一性、安全性等に配慮し適正な維持管理を行っており、公園管理に関して専門的な技術、手法、情報、経験を備えている団体です。 本市における公園や広場など都市公園以外の類似施設(以下、「公園等」という。)は、その目的や管理内容も異なることから維持管理レベルの統一化や窓口の一元化を図ることが厳しい状況です。 そのため、各部局においては、公園管理を専門的な実施している都市公園管理センターに業務委託をしております。</p> | 措置しない |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|---------|---|----|--|----------|
| 222 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (2)意見 ③ プール事業について受託の効果を検討すべき。 プール事業については、市民流水プールが鳥類センターの隣に設置されているため閉鎖期間中の管理上の便宜もあるため久留米市の依頼で運営を受託している。運営費は利用料収入と市からの補助金を充当している。実際の運営は警備業の免許を持った久留米市の指定業者に再委託している状況である。プールの利用料は天候に大きく左右される。また、平成26年度より市内の小学校の夏休みが1週間ほど短縮されたため収入は大幅に減少している。プール事業単独の経常増減額は500万円の赤字となり、事業全体の財務を圧迫している。鳥類センターに常駐しているのは2、3名でありプールの運営には直接関与しおらず監視の目は届きにくい。もともと鳥類センターには学術教育の面から公益性が強く、市からの補助金で運営することで収支相償の考え方に合致しているが、プール事業については天候等の外的要因で収入に変動があり収支相償の考え方になじまないと考えられ、利益を出さないような利用料や補助金の設定では経営を圧迫する事態に陥りかねない。警備業の資格を有する事業者に再委託をしている現状からみても事業の受託の可否を再検討すべきである。</p> | 意見 | <p>市民流水プールは、鳥類センターに隣接し、施設の性質や管理運営の関係から、平成19年度から都市公園法第5条第2項に基づく管理許可により都市公園管理センターにおいて管理していただいております。 これまでの都市公園管理センターでの実績等を踏まえながら、他都市における管理方法についても、調査研究を行っていきたいと考えております。</p> | 意見に対する見解 |
| 222 | 都市建設部 | | <p>第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (2)意見 ④ 文書管理規程を整備すべき。 決裁伺いについて、久留米市の様式をほぼそのままで使用している。具体的な取扱いに関する規定が定められていないため決裁の印鑑は押されているが空欄の箇所が多く見受けられる。法人の自主性の観点から実態に合った決裁伺いの様式や取り扱いを定めた文書取扱規程を定め、効率的に管理を実施することが望まれる。</p> | 意見 | 平成28年6月に文書規程を制定しました。 | 措置済 |
| 228 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1)指摘事項 ① 正味財産増減計算書(平成26年度)の事業収益の中の自動販売機手数料収益が受託事業収益に含めて計上されているが、自主事業収益に含めて計上すべきである。</p> | 指摘 | ご指摘のとおり、自動販売機手数料収益は自主事業収益に計上すべきものであるため、平成28年度から自主事業収益に計上しています。 | 措置済 |
| 228 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1)指摘事項 ② 財務諸表に対する注記に以下の誤りがある。 ア. 固定資産の減価償却の方法が記載されていない。 重要な会計方針の(1)固定資産の減価償却の方法として「固定資産の減価償却は下記4.に記載するとおりである。」となっているが4.は固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の表であり、減価償却の方法は記載されていない。会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。具体的には法人が所有する車両運搬具と什器備品について採用する減価償却の方法(定額法、定率法など)を記載すべきである。</p> | 指摘 | ご指摘については、平成28年度決算書に採用する減価償却の方法を記載いたしました。 | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|---------|---|----|---|------|
| 228 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | 第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ② 財務諸表に対する注記に以下の誤りがある。 イ. 引当金の計上基準の記載に誤りがある。 引当金の計上基準として「退職手当支給規程に基づき退職金引当金を計上した。」と記載されているが、これは退職金の支給の根拠を述べているのであり、計上基準の記載になっていない。会社は期末要支給額を計上しており、その旨を記載すべきである。 | 指摘 | ご指摘については、平成28年度決算書に退職金の計上基準について記載いたしました。 | 措置済 |
| 228 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | 第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ② 財務諸表に対する注記に以下の誤りがある。 ウ. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高の注記の科目名が貸借対照表の科目名と異なっている。 「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)の様式には固定資産の科目毎に集計した額で記載することになっているが、個々の資産ごとの金額で記載されている。貸借対照表に計上されている車両運搬具と什器備品の科目で記載すべきである。 | 指摘 | ご指摘については、平成28年度決算書に固定資産の注記の科目を貸借対照表に計上している科目で記載いたしました。 | 措置済 |
| 228 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | 第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ③ 監事の監査報告書の様式が一般的ではない。 平成26年度の監事の監査報告書が「決算監査報告書」として発行されており記載内容が一般的な記載内容と大きく異なっている。監事の監査は決算監査のみならず、理事の職務の執行状況を監査することも求められており、決算のみを対象とするものではないため「決算監査報告書」ではなく「監査報告書」として発行すべきである。また、監査の対象となる計算書類は貸借対照表と正味財産増減計算書であり収支計算書は作成されていないので監査報告書には記載すべきではない。一般的な監査報告書のひな型は公表されていないが、記載すべき内容は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」の45条に定められている。 公益財団法人公益法人協会のホームページにも監査報告書が開示されているので参考にして正しい監査報告書を作成すべきである。 | 指摘 | ご指摘のとおり、監査報告書に記載すべき内容が不足していたため、監査報告書のひな形を参考に平成27年度決算監査報告書から様式を変更しました。 | 措置済 |
| 229 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | 第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ④ 固定資産の現物管理が適切に行われていない。 久留米市との基本協定書には第4章に備品等を良好な状態に保つように記載されている。別表2に対象となる備品が記載されているが、定期的に現物照合の手続きが実施されていない。備品台帳を整備し資産が現実にあるか、使用していない資産が放置されていないかを確認するために定期的に現物の照合を行うべきである。また、当法人所有の備品についても台帳は整備されているが定期的に現物照合が行われていないので同様に現物照合を行うべきである。 | 指摘 | ご指摘については、2年に1回の現物管理と備品台帳の修正を行うようにしました。 | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|---------|--|----|---|------------|
| 229 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | 第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ⑤ 現金出納帳の照合印が月末にまとめて押印されている。 現金の在 high と現金出納帳の照合は毎日行っているとのことであるが、途中までは毎日照合した担当者の印鑑が押されているが、途中から月末のみの押印になっている。内部統制のゆるみにつながるものであり原則どおり毎日照合して押印すべきである。 | 指摘 | ご指摘のとおり、平成28年4月から毎日現金残高と出納帳を確認し押印しています。 | 措置済 |
| 229 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | 第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ⑥ 領収書の管理が適切でない。 領収書は専用の様式を使用しているが、それぞれの職員に渡し切りで台帳による連番管理がされていない。領収書は不正の目的で使用されるリスクの高い書類であり、台帳で連番管理し必要な都度、責任者の了解を得て使用すべきである。責任者は定期的に領収書の使用状況をチェックし書き損じが適切に処理されているか、発行先不明のものがいないかを厳密にチェックすべきである。 | 指摘 | ご指摘のとおり、平成28年4月から台帳を作成し、連番で管理しています。 | 措置済 |
| 229 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | 第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ⑦ 経理規程の内容が適切でない。 ア. 出納責任者の定めがない。 経理規程第4条には出納員等の定めがあり、出納員は金銭及び物品の収納、保管その他の会計事務を行うことになっており出納責任者を定めていない。 金銭の出納は出納責任者の承認をもって出納員が行うようになっていなければ牽制が働かない。少人数の組織では業務分掌に限界があるため出納責任者の責任はとくに重要である。経理規程には出納責任者が誰であるのかを明確にし、不正や誤謬の発見・防止が機能するようにすべきである。 | 指摘 | ご指摘のとおり、経理規程には出納責任者の記載はないが、現在の規程でもけん制機能を働かせるために出納員に体育協会の事務責任者である事務局長を充てており、日々の会計処理を経理職員に行わせ、そのチェックを出納員である事務局長が行っているため、特に問題なく、不正や誤謬の発見・防止する機能は働いています。 「出納責任者」の設置については、今後、検討してまいります。 | 検討中 |
| 229 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | 第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ⑦ 経理規程の内容が適切でない。 イ. 経理規程第24条には固定資産の範囲が取得価格20万円以上とされているが、法人の規模からして高すぎる。税務上、原則として固定資産に計上すべきは取得価額が10万円以上の資産である。会計上は固定資産に計上して台帳による管理を行うべき最低の金額は法人の規模や固定資産の数によって決めるべきである。税務に合わせて10万円以上の資産を固定資産にするか、公益法人であれば法人税は課税されないため法人の規模を考えてそれ以下の金額(例えば5万円)に下げて管理することも考えられる。いずれにしても現行の取得価格20万円以上のものを固定資産にすることは適切ではなく改めるべきである。 | 指摘 | ご指摘については、29年度中に改正する予定にしています。 | 今後の措置方針を決定 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-------|---------|---|----|---|------------|
| 230 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ⑦ 経理規程の内容が適切でない。 ウ. 決算に際して作成すべき決算書類及び附属明細書の記載に誤りがある。 経理規程第29条に作成すべき決算書類及び附属明細書として以下のものが記載されている。 (1) 事業報告書 (2) 収支計算書 (3) 正味財産増減計算書 (4) 貸借対照表 (5) 財産目録 (6) 損益計算書 公益法人会計基準(平成20年基準)に準拠して以下のように改めるべきである。 (1) 貸借対照表 (2) 正味財産増減計算書 (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (4) 財産目録 なお、実際に作成されている財務書類は、このとおりになっているので経理規程の記載のみを改めれば足りる。</p> | 指摘 | <p>ご指摘については、公益法人会計基準に準じて29年度中に改正する予定にしています。</p> | 今後の措置方針を決定 |
| 231 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ⑧ 久留米市スポーツ少年団の経理事務を受託しているが、取扱規程や報告の制度が確立されていない。 当法人の加盟団体であるスポーツ少年団については過去の経緯から経理事務を当法人が行っている。過去にスポーツ少年団の通帳が不正に利用された経緯もあり、久留米市の監査等でも指摘されているが改善されていない。取扱規程を整備し、スポーツ少年団の本部長に報告し、承認をもらうなどの手続きを定め厳格に運用すべきである。</p> | 指摘 | <p>経理規程は平成26年4月に作成していましたが、一部運用が適切に行われていなかったため、指摘を受けました平成27年度から規程に基づいて本部長へ報告しています。</p> | 措置済 |
| 231 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (2) 意見 ① 基本財産の100百万円は普通預金(決済用)で保有しているが、返済を検討すべき。 平成25年度までは国債で保有し得られた利息を事業資金に回していたのであるが、平成25年度に償還になって以降、市場金利も低下しており多くの運用益は期待できない状況である。リスクのある有価証券を保有するよりも市と協議のうえ相当額の返還を検討すべきである。</p> | 意見 | <p>ご指摘のとおり、100百万円のうち、85百万円については、平成29年2月に市へ返還しました。</p> | 措置済 |
| 231 | 市民文化部 | 体育スポーツ課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (2) 意見 ② 毎月末に預貯金残高と帳簿残高を照合した証跡を残すべきである。 経理規程の第23条2項には「毎月末に預貯金残高と帳簿残高を照合しなければならない。」とされている。照合は実施しているが照合した証跡が残されていないため、外部監査から見て確かめることができない状況である。月次の試算表に現預金残高報告書を添付し預金口座ごとに照合した担当者の印鑑を押すなどの照合した証跡を残すことが望まれる。</p> | 意見 | <p>ご指摘のとおり、平成27年11月から照合した事務担当者が押印するよう改めました。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-----|-------|---|----|--|----------|
| 243 | 教育部 | 学校保健課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 14.久留米市学校給食会 4 監査の結果 (2)意見 ①業者選定について 複数の業者により納入組合を組織し品質、価格、産地などを交渉し購入する事を前提としておきながら蒟蒻及びもやし組合は組合とは名ばかりであり1業者で組織されている。さらに特定の物資を1業者のみから購入することは、業者間での競争が生まれず価格面、品質面で問題が生じかねない。そのため、特定の供給物資が少数の業者に偏っているものについては、登録更新時のみならず随時広告等で募集すべきであるとする。</p> <p>また、他の物資については当初市内に事業設備があったが、現在市外へ転出した業者からも選定していること、現在は保冷輸送の技術等も発達していることから、納入業者を市内に限定する必要性が必ずしもあるとは認められない。登録基準を満たす業者の応募が1社しかない現状を是認するのではなく、事業施設の範囲をより広範囲のものも対象とする等、登録基準の見直し、あるいは組合を解体し、蒟蒻・もやしを一般物資と捉え、競争入札にするなど、複数の登録業者から供給を受けるようにすることが望まれる。</p> | 意見 | <p>ご指摘のとおり、1業者1組合の納入組合については、組合物資ではなく、一般物資として入札で購入するよう是正しました。</p> <p>学校給食の趣旨から、食料の生産、流通及び消費等について、子ども達に正しい理解が得られるよう、生産者や納入業者の顔が見える市内業者からの納入が望ましいと考えておりますが、ご指摘を踏まえ、できる限り購入価格に競争原理を働かせるなど、適正な価格・品質の食材の購入に努めてまいります。</p> | 措置済 |
| 243 | 教育部 | 学校保健課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 14.久留米市学校給食会 4 監査の結果 (2)意見 ②物資購入について 無農業、減農業でまとめた数量を安定的に供給できる業者は限定的であることは理解できるが、めぐみの里は広川町の業者であり久留米市外であることからもっと広範囲から業者募集を行い競争入札を原則とされるよう望む。</p> | 意見 | <p>学校給食の趣旨から、食料の生産、流通及び消費等について、子ども達に正しい理解が得られるよう、生産者や納入業者の顔が見える市内業者からの納入が望ましいと考えておりますが、ご指摘を踏まえ、できる限り購入価格に競争原理を働かせるなど、適正な価格・品質の食材の購入に努めてまいります。</p> | 意見に対する見解 |
| 243 | 教育部 | 学校保健課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 14.久留米市学校給食会 4 監査の結果 (2)意見 ③備品管理について 備品にシール等を貼付し台帳管理されたい。</p> | 意見 | <p>ご指摘のとおり、備品と備品台帳を確認のうえ、各備品にシールを貼付しました。</p> | 措置済 |
| 243 | 教育部 | 学校保健課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 14.久留米市学校給食会 4 監査の結果 (2)意見 ④製造所視察指導について 製造所視察指導は、学校給食会所轄の旧久留米市ブロックの業者のみであり旧4町ブロックでは行われていない残念である。</p> | 意見 | <p>平成30年度より北野、城島、三潯ブロックの給食物資納入業者についても、市学校給食会に登録のうえ、納入契約を締結することとしました。この登録条件の中で、給食会が主催する衛生管理研修会への参加が必須であること、給食会が必要とする認める場合は製造所への視察・立入を実施することを規定しています。</p> | 措置済 |

| ページ | 部局名 | 課名 | 指摘事項及び意見の内容 | 区分 | 措置内容／意見に対する見解等 | 対応状況 |
|-----|-----|-------|---|----|---|------|
| 243 | 教育部 | 学校保健課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 14.久留米市学校給食会 4 監査の結果 (2)意見 ⑤食品衛生管理講習会について 学校給食会の所轄外であるが久留米市学校給食の安全性を高める為には、食品衛生管理講習会について、旧4町ブロックの納入業者も必須出席とすることが望ましい。</p> | 意見 | <p>平成30年度より北野、城島、三潁ブロックの給食物資納入業者についても、市学校給食会に登録のうえ、納入契約を締結することとしました。この登録条件の中で、給食会が主催する衛生管理研修会への参加が必須であること、給食会が必要とする認める場合は製造所への視察・立入を実施することを規定しています。</p> | 措置済 |
| 243 | 教育部 | 学校保健課 | <p>第5章 各外郭団体別 各論 14.久留米市学校給食会 4 監査の結果 (2)意見 ⑥学校給食会の所轄について 学校給食会は学校給食の向上改善を図り、学校給食物資の円滑な供給をなすことをその設立目的としている。同じ久留米市内の学校に通いながら、提供される給食食材の質、量、安全性に格差が出ることは、好ましい状態とはいえない。平成17年2月1市4町合併から11年が経過しようとしている。少なくとも学校給食会の所轄を久留米市全域とし給食物資の購入、調査研究、製造地視察、業者指導等は各ブロック別に担当を置く等統一された基準に基づいて運営される事を望む。 そうでないと久留米市学校給食会の存在意義が薄れてしまう。</p> | 意見 | <p>平成30年度より北野、城島、三潁ブロックの給食物資納入業者についても、市学校給食会に登録のうえ、納入契約を締結することとしました。この登録条件の中で、給食会が主催する衛生管理研修会への参加が必須であること、給食会が必要とする認める場合は製造所への視察・立入を実施することを規定しています。</p> | 措置済 |